危 機 管 理
マ ニ ュ ア ル

（令和 8 年度改訂版）

岩手県立花巻北高等学校

目次

第１章　危機管理体制の整備

１　危機発生時の緊急対策（総論）……　２
２　危機発生時における連絡体制の確認　……　３
３　報道機関への対応　……　４

第２章　／　第１項　生徒及び施設利用者に係る事項

１　授業の事故（理科）……　５
２　授業の事故（体育）……　６
３　部活動中の事故　……　８
４　暴力事件（生徒間）……　９
５　自殺（予告）　……　11
６　修学旅行などの事件・事故　……　13
７　不審者侵入（凶器携帯）……　14
８　万引き　……　17
９　登下校中の交通事故　……　18
10　家出　……　19
11　恐喝　……　21
12　盗難（生徒の起因）……　22
13　盗難（施設外からの起因）……　23
14　毒物・劇物の盗難、紛失　……　24
15　教育施設の爆破（予告）……　25
16　感染症　……　27
17　熱中症　……　28
18　授業中の火災発生　……　29
（資料）自衛防災本部組織分担表　……　32

第２章　／　第２項　自然災害時に係る事項

１　地震　……　33
（資料）状況別行動マニュアル　……　34
（資料）来校者の皆様へ　……　40
２　水害　……　41
３　落雷　……　42
４　ツキノワグマ（学校周辺でクマが出没）……　43
５　弾道ミサイル発射　……　44

第１章　危機管理体制の整備

１　危機発生時の緊急対策（総論）

事件・事故発生直後は、短時間に多くの対応が求められることから、それに戸惑うことなく危機管理マニュアル等により初動体制を確立し、危機管理に当たることが重要である。

①　危機発生時の対応

ア　危機発生時には、直ちに校長等に対して何がどこで発生したかを連絡する。

イ　危機発生時に教職員が最初に直面することは、危機発生現場での対応である。このことから、何を最優先に対応するのかマニュアル等に従って冷静に判断する必要がある。

②　各分掌の動き及び対策本部等の設置

ア　危機発生の報告を受け、関係分掌では、必要に応じて対策本部等を設置し、情報の収集や分析、危機への対応方針等の決定などを行う。また、危機管理に対処するため、予め職員の役割分担を決定しておく。

この場合、同一の役割分担について複数の職員を配置することが望ましい。

イ　校長等のリーダーシップ

危機発生時における管理職の役割は、危機の状況を的確に判断し、全職員に対して「緊急対応（緊急体制）を実施する」旨を発し、危機管理の役割分担等について指示を行うことである。

この場合、校長等は自らの所在を明らかにし、職員からの報告・連絡が円滑に実施できるように努めなければならない。

ウ　組織的な対応

危機発生時には、組織的な対応が求められることから、関係分掌や対策本部での決定事項等が全職員に周知され、直ちに危機管理体制を構築できるようにする。

③　正確な情報の収集及び共有化

正確な情報の収集及び共有化を図ることは、憶測や風評が飛び交い、無用な混乱が生ずることを防ぐ意味からも重要である。

④　関係機関との連携

教育委員会や警察等の関係機関と日頃から連携を図り、危機発生時は勿論、平常時においても指導･助言を得られるよう努める。

⑤　保護者・地域社会との連携

保護者や地域住民等の関係者と協力し危機の解決に努めるとともに、幼児、児童、生徒や施設利用者等を守る体制を整備する。

⑥　通信手段の確保

危機発生時には、電話回線が混雑することが予想されることから、代替の通信手段を確保する。

（例：携帯電話、電子メール、タクシー会社等の業務無線、アマチュア無線ほか）

⑦　報道機関への対応

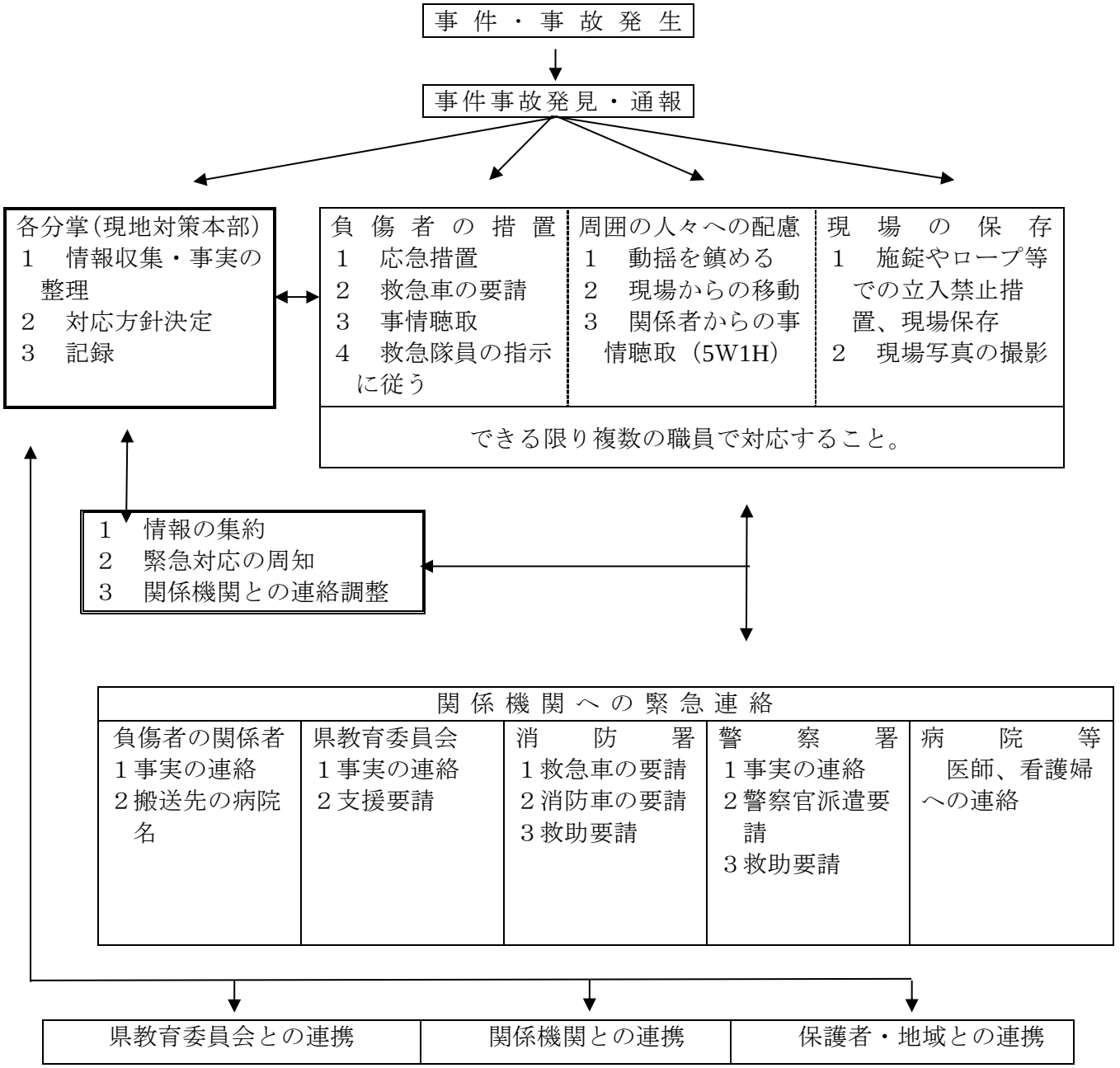
報道機関への対応は、校長等が当たる。

2　危機発生時における連絡体制の確認

●このフローチャート図は、危機発生時における連絡網を例示したものである。

①　これらを参考として緊急連絡網を整備する。

②　休日・夜間における連絡網についても併せて整備する。



3　報道機関への対応

●対応の基本的な考え方

① 情報の公開

- 個人情報については、個人の尊厳や基本的人権を尊重する立場から個人のプライバシーを最大限尊重する必要があるため、特定の個人を識別することができる情報は、個人情報保護条例の趣旨に鑑み、原則として非公開とする。
- 事件・事故等に関する情報は公開するが、非公開とする場合には、その理由、範囲等について、明確な説明を行うものとする。

② 公平な対応

報道機関に情報提供する場合、情報の量・質に差異が生じないよう公平な対応に努める。

●留意すべき事項

① 対応窓口の一本化

報道機関の取材に対しては、校長等又は予め校長等から指示を受けた者を報道担当者（複数が望ましい）と定め、窓口を一本化する。

② 報道担当者の職務

- 速やかに情報の収集・整理を行い、報道資料を作成する。
- 報道資料の作成に当たり、関係機関と協議する必要のある事項については、協議後に報道資料を作成する。

③ 報道機関への要請

報道担当者は、報道機関の取材により現場の混乱が予想される場合は、取材に関し必要な事項を予め文書で報道機関に要請する。また、県教育委員会を通じ同文書を教育記者クラブに提供する。

（例）・校地（施設）内への立ち入りに関して
・教職員、児童生徒への取材に関して
・取材場所、時間に関して
・報道資料の提供（記者会見）予定に関して　　等

④ 報道機関の取材・報道資料の提供・記者会見

- 報道担当者は、報道機関の取材があった際には、社名、記者名、連絡先を確認のうえ、報道資料の提供又は取材に対応する。また、報道資料は、県教育委員会を通じ教育記者クラブに提供する。
- 報道担当者は、報道機関への説明を要する場合や多数の報道機関から取材要請がある場合は、必要に応じて記者会見を行う。
- 事件等が長期にわたる場合には、定期的な記者会見の場を設定する。

⑤ 県教育委員会への支援要請

報道機関の取材が長期化するなど、単独での対応が困難な場合は、県教育委員会に支援を要請する。

※参考

危機発生時には、多くの報道関係者等が殺到するほか、TV 中継車等の駐車場の確保や記者会見の設定等、様々な問題が発生する可能性がある。このことから、報道機関と連携を平常時から図っておくなどの配慮が必要である。

第２章／第１項　生徒及び施設利用者に係る事項

１　授業中の事故（理科）
化学の実験で、担当教員が水素を発生させ、マッチで引火し小さな爆発により水素の存在を確認する演示実験を行った。その後、班別の生徒実験で、Ｂ班では反応が遅かったので、Ｃさんがフラスコを振り、水素発生装置のゴム管近くでマッチを点火したとき、フラスコが破裂した。飛び散ったガラス片により、数人が負傷した。

●危機発生時の対応

①　救急（応急）措置

・　担当教員は、生徒の負傷の有無等を確認し、負傷した生徒への応急処置を行う。
・　担当教員は、周囲にいる者（教職員・生徒）に校長への連絡、他の教職員への応援を依頼する。負傷の程度により救急車(１１９番)の出動を要請する。
・　担当教員は、ガス漏れや火災等の二次災害発生の恐れがないかを確認し、発生の恐れがある場合は、避難の指示を出す。
・　養護教諭は、負傷した生徒の応急処置を引き継ぐ。
・　担任は速やかに保護者に事故の概要を報告し、希望する病院があるかなどを確認する
・　救急車到着までの間、心肺蘇生法などの手当てが必要と認められる場合は、的確に実施する。
・　救急車の進入路を確保し、救急車が到着したら、速やかに、救急隊員を負傷者まで誘導する。
・　担当教員等は、救急隊員に事故発生時の状況や応急措置の状況等を説明する。
・　担当教員等は、救急隊員の指示により、救急車に同乗又は別途、搬送先の病院に向かう。
・　状況により学校医へ連絡する。

②　状況把握

・　担当教員等は、医師に事故発生時の状況や使用した薬品等を報告する。
・　医師から負傷の状況、診断、治療内容等を聞き、校長へ連絡する。
・　校長の指示のもと、負傷した生徒に付き添うなどの対応をするほか、負傷の状況により校長、副校長又は他の教職員を病院に派遣する。
・　他の生徒の動揺を抑えるとともに、状況を説明する。
・　教室や器具の被害の状況を確認する。

③　関係機関との連携

校長の迅速な指示のもと、分担して次の対応を行う。

消防(119 番) －　救急車の要請を行う。救急車には、隊員の指示により教職員が同乗し、状況説明を行う。
病　　院 －　負傷者の治療ため、医師に状況説明を行う。
警察(110 番) －　校長は、状況に応じて事故が発生したことを連絡する。
保　護　者 －　負傷した生徒の保護者へ連絡する。事故への対応の経過や本人の状況、搬送先など、事実のみ（見込みの話は混乱のもと）を伝える。
教育委員会 －　校長は、事故の概要を速やかに県教育委員会に報告し、後日、文書で提出する。

④　情報の収集と一元化（報道機関への対応）

・　生徒の動揺を鎮めながら事情を聞き情報を集める。また、医師からの診断、治療内容等を聞き、事故の経緯を正確に把握し記録する。
・　関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化し、混乱を避ける。

●危機終息後の対応

① 原因の究明

校長は、事故に関わる情報を整理、記録するとともに、事故原因や問題点を調査・究明し、その反省と改善について全教職員の共通理解を図る。

② 支援・援助

・ 校長と関係教員は負傷した生徒を見舞うとともに、保護者に事故の経緯を説明し、スポーツ振興センターの手続き、治療費等について説明を行う。

・ 事故に遭遇した他の生徒について、事故の経過を説明し、混乱を招かないよう配慮する。

③ 心のケア

負傷した生徒及び周囲の生徒でショックを受けている者がいる場合は、精神科医やスクールカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のケアを行う。

④ 再発防止

教職員や生徒に対する事故防止策や安全点検等の見直しを行い、事故の再発防止に取り組む。

⑤ 報告

事後措置の状況を県教育委員会へ報告する。

●危機の予防対策

① 生徒がゆとりをもって実験・観察に取り組めるように、無理のない指導計画を立てる。

② 予備実験を行い、安全性を確かめる。

③ 生徒に実験の基本操作や器具の正しい使い方等を指導するとともに、教員の注意事項を聞き取ることができるような指導を行う。

④ 実験中は、適切な机間指導を行う。

⑤ 実験に際しては、できるだけ皮膚の露出部分が少ない服装にするよう配慮する。

⑥ 万一事故が発生した場合に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、掲示により対応が確実にできるようにする。

2 授業中の事故（体育）

体育祭の競技として行う騎馬戦の練習中、練習で最上部に登っていた生徒が、下段の生徒がバランスを崩したため床面に落下し頭部を強打した。

呼びかけに対して反応が無く、顔面も蒼白となっていた。

●危機発生時の対応

① 救急（応急）措置

・ 担当教員は、生徒の意識の有無・顔色・呼吸・脈拍などを確認し、負傷した生徒への応急処置を行う。

・ 担当教員は、周囲にいる者（教職員・生徒）に救急車（119 番）の出動要請、校長への連絡、他の教職員への応援を依頼する。

・ 担当教員は、他の生徒を、救急活動の障害にならない場所に移動させる。

・ 養護教諭は、負傷した生徒の応急処置を引き継ぐ。

・ 担任は速やかに保護者に事故の概要を報告し、希望する病院があるかなどを確認する。

・ 救急車到着までの間、心肺蘇生法などの手当てが必要と認められる場合は的確に実施する。

・ 救急車の進入路を確保し、救急車が到着したら速やかに、救急隊員を負傷者まで誘導する。

・ 担当教員等は、救急隊員に事故発生時の状況や応急措置の状況等を説明する。

・ 担当教員等は、救急隊員の指示により救急車に同乗又は別途、搬送先の病院に向かう。

・ 状況により学校医へ連絡する.

② 状況把握

・ 担当教員等は、医師に事故発生時の状況等を報告する。

・ 医師から負傷の状況、診断、治療内容等を聞き、校長へ連絡する。

・　校長の指示のもと、負傷した生徒に付き添うなどの対応をするほか、負傷の状況により校長、副校長又は他の教職員を病院に派遣する。
・　他の生徒の動揺を抑えるとともに、状況を説明する。

③　関係機関との連携

校長の迅速な指示のもと、分担して次の対応を行う。

消防(119 番)	－	救急車の要請を行う。救急車には、隊員の指示により教職員が同乗し状況説明を行う。
病　　院	－	負傷者の治療のため、医師に状況説明を行う。
警察(110 番)	－	校長は状況に応じて事故が発生したことを連絡する。
保　護　者	－	負傷した生徒の保護者へ連絡する。事故への対応の経過や本人の状況、搬送先など、事実のみ（見込みの話は混乱のもと）を伝える。
教育委員会	－	校長は、事故の概要を速やかに県教育委員会に報告し、後日、文書で提出する。

③　情報の収集と一元化（報道機関への対応）
・　生徒の動揺を鎮めながら事情を聞き、情報を集めるとともに、医師から診断、治療内容等を聞き、事故の経緯を正確に把握し、記録する。
・　関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化し、混乱を避ける。

●危機終息後の対応

①　原因の究明

校長は、事故に関わる情報を整理・記録するとともに、事故原因や問題点を調査・究明し、その反省と改善について全職員の共通理解を図る。

②　支援・援助
・　校長と関係教員は、負傷した生徒を見舞うとともに、保護者に事故の経緯を説明し、スポーツ振興センター等の手続き、治療費等について説明を行う。
・　事故に遭遇した他の生徒について、事故の経過を説明し、混乱を招かないよう配慮する。

③　心のケア

負傷した生徒及び周囲の生徒でショックを受けている者がいる場合は、精神科医やスクールカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のケアを行う。

④　再発防止

教職員や生徒に対する事故防止策や安全点検等の見直しを行い、事故の再発防止に取り組む。

⑤　報告

事後措置の状況を県教育委員会へ報告する。

●危機の予防対策

①　安全面に十分配慮しながら、生徒の実態に即した指導計画を立てる。
②　生徒が、常に安全に注意して活動する能力、態度及び習慣を身につけさせる。
③　万一、事故が発生した場合に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、掲示により、対応が確実にできるようにする。
④　心肺蘇生法の訓練などにより、応急手当について職員が実践できるようにする。

3　部活動中の事故
陸上競技部1年生の男子生徒が、長距離練習として 3000 メートルのタイムトライアルを行っていた際、1800 メートルほどを走ったところで急に胸を抱えうずくまるように倒れた。 すぐに部活動顧問が駆けつけたが、意識を失っており、呼吸も脈拍もなかった。

●危機発生時の対応

① 救急（応急）措置

- 担当教員は、生徒の意識の有無・顔色・呼吸・脈拍などを確認し、負傷した生徒への応急処置を行う。
- 担当教員は、周囲にいる者（教職員・生徒）に救急車（119 番）の出動要請、校長への連絡、他の教職員への応援を依頼する。
- 担当教員は、他の生徒を、救急活動の障害にならない場所に移動させる。
- 養護教諭は、負傷した生徒の応急処置を引き継ぐ。
- 担任は速やかに保護者に事故の概要を報告し、希望する病院があるかなどを確認する。
- 救急車到着までの間、心肺蘇生法などの手当てが必要と認められる場合は、的確に実施する。
- 救急車の進入路を確保し、救急車が到着したら、速やかに、救急隊員を負傷者まで誘導する。
- 担当教員等は、救急隊員に事故発生時の状況や応急措置の状況等を説明する。
- 担当教員等は、救急隊員の指示により、救急車に同乗又は別途、搬送先の病院に向かう。
- 状況により学校医へ連絡する。

② 状況把握

- 担当教員等は、医師に事故発生時の状況等を報告する。
- 医師から負傷の状況、診断、治療内容等を聞き、校長へ連絡する。
- 校長の指示のもと、負傷した生徒に付き添うなどの対応をするほか、負傷の状況により校長、副校長又は他の教職員を病院に派遣する。
- 他の生徒の動揺を抑えるとともに、状況を説明する。

③ 関係機関との連携

校長の迅速な指示のもと、分担して次の対応を行う。

消防(119 番)	－	救急車の要請を行う。救急車には、隊員の指示により教職員が同乗し、状況説明を行う。
病　　院	－	負傷者の治療のため、医師に状況説明を行う。
警察(110 番)	－	校長は状況に応じて事故が発生したことを連絡する。
保　護　者	－	負傷した生徒の保護者へ連絡する。事故への対応の経過や本人の状況、搬送先など、事実のみ（見込みの話は混乱のもと）を伝える。
教育委員会	－	校長は、事故の概要を速やかに県教育委員会に報告し、後日、文書で提出する。

④ 情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- 生徒の動揺を鎮めながら事情を聞き、情報を集めるとともに、医師から診断、治療内容等を聞き、事故の経緯を正確に把握し、記録する。
- 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化し、混乱を避ける。

●危機終息後の対応

① 原因の究明

- 校長は、事故に関わる情報を整理・記録するとともに、事故原因や問題点を調査・究明し、その反省と改善について全職員の共通理解を図る。
- 練習内容に無理がなかったか、生徒の健康状態の把握が十分だったかなど、事故につながる要因について調査し、再発防止に取り組む。

② 支援・援助

・　校長と関係教員は、負傷した生徒を見舞うとともに、保護者に事故の経緯を説明し、スポーツ振興センター等の手続き、治療費等について説明を行う。
・　事故に遭遇した他の生徒について、事故の経過を説明し、混乱を招かないよう配慮する。

③　心のケア

負傷した生徒及び周囲の生徒でショックを受けている者がいる場合は、精神科医やスクールカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のケアを行う。

④　再発防止

教職員や生徒に対する事故防止策や安全点検等の見直しを行い、事故の再発防止に取り組む。

⑤　報告

事後措置の状況を県教育委員会へ報告する。

●危機の予防対策

①　生徒の健康状態の把握に努め、無理のない活動計画を立てる。
②　生徒が、常に安全に注意して活動する能力、態度及び習慣を身につけさせる。
③　部顧問が活動の場につけない場合の練習については、練習の内容を考慮するとともに、事故発生時の対応などを生徒に周知する。
④　万一事故が発生した場合に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、掲示により、対応が確実にできるようにする。
⑤　心肺蘇生法の訓練などにより、応急手当について職員が実践できるようにする。

4　暴力事件（生徒間）

昼食時間、１年生の教室で、日頃から折り合いの悪いＢ男とＣ雄はちょっとしたことから口論となり、感情的になったＢ男は突然、Ｃ雄の顔面を殴打した。Ｃ雄は横転し、その直後、意識を失った。知らせを受けた教師が駆けつけたときには、Ｂ男の行方は分からなくなっていた。

●危機発生時の対応

①　救急（応急）措置

・　負傷した生徒、加害生徒及び周囲の生徒への対応のため、複数の教職員で教室に向かうとともに、校長へ連絡を行う。
・　負傷者の意識の有無、顔色、呼吸、脈拍などを確認し、負傷した生徒の応急措置を行うとともに、救急車（119 番）の出動を要請する。
・　養護教員は、負傷した生徒の応急措置を引き継ぐ。
・　担任は速やかに保護者に事故の概要を報告し、希望する病院があるかなどを確認する。
・　救急車到着までの間、心肺蘇生法などの手当てが必要と認められる場合は的確に実施する。
・　救急車の進入路を確保し、救急車が到着したら速やかに、救急隊員を負傷者まで誘導する。
・　教職員は、救急隊員に事故発生時の状況や応急措置の状況等を説明する。
・　教職員は、救急隊員の指示により、救急車に同乗又は別途、搬送先の病院に向かう。
・　状況により学校医へ連絡する。

②　状況把握

・　教職員は、医師に事故発生時の状況等を報告する。
・　当該クラスの担任等が生徒の状況を把握し、生徒の動揺を抑えるとともに、特に心的影響を受けている生徒に対しては保健室等に入室させ、落ち着かせるなどの処置を行うほか、状況を説明する。
・　医師から負傷の状況、診断、治療内容等を聞き、校長へ連絡する。
・　校長の指示のもと、負傷した生徒に付き添うなどの対応をするほか、負傷の状況により校長、副校長又は他の教職員を病院に派遣する。
・　早急に、事件の概要について全教職員で共通理解を図り、他の生徒、保護者、地域の人々や

記録等について役割分担や対応方針を確認し、組織的に対応する。
・　加害生徒の保護を図るため、地域割等を行い、可能な限りの捜索活動を行う。

③　関係機関との連携

校長の迅速な指示のもと、分担して次の対応を行う。

消防(119 番)	－	救急車の要請を行う。救急車には、隊員の指示により教職員が同乗し状況説明を行う。
警察(110 番)	－	事件の発生を連絡し、加害生徒の保護を依頼する。また、その際、写真の提供、服装や生徒の特徴等について可能な限り詳細に伝える。
保護者（加害者）	－	加害生徒の保護者に、把握した事実及び生徒の保護が必要であることを説明し、今後の連絡方法等を伝える。
保護者（被害者）	－	負傷した生徒の保護者へ連絡する。事故への対応の経過や本人の状況、搬送先など、事実のみ（見込みの話は混乱のもと）を伝える。
教育委員会	－	校長は、事故の概要を速やかに県教育委員会に報告し、後日、文書で提出する。

④　情報の収集と一元化（報道機関への対応）
・　生徒の動揺を鎮めながら事情を聞き、暴力行為に至った経緯や状況について情報を集め、校長は正確な事実関係を早急に把握し記録する。
・　関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱をさける。

なお、当該生徒の人権やプライバシーに十分配慮する。

●危機終息後の対応

①　原因の究明

校長は、事故に関わる情報を整理・記録するとともに、事故原因や問題点を調査究明し、その反省と改善について全職員の共通理解を図る。

②　支援・援助
・　学校は、被害者及び加害者の保護者と面談し、また、双方の保護者を交えて事件の説明と話し合いの場を設定する。
・　被害者の見舞いには、校長、関係教員、（状況が許せば加害生徒及びその保護者）を同行し対応する。
・　ＰＴＡ役員、県教育委員会等との連携を図り、緊急保護者会の開催等により、保護者への説明を行い、事件の概要や今後の対応方針を説明し、協力を求める。

③　心のケア
・　負傷した生徒及び周囲の生徒でショックを受けている者がいる場合は、精神科医やスクールカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のケアを行う。
・　加害生徒のカウンセリングは、児童相談所の心理判定員やスクールカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら行う。

④　再発防止

授業や休憩時間等における生徒の日常の言動や友人関係等について、様々な場面で得られた情報を教職員間で交換し、多角的に生徒をとらえるようにする。

⑤　報告

事後措置の状況を県教育委員会へ報告する。

●危機の予防対策

①　教育相談の充実
・　学校や家庭のことなど、どの生徒も不安やストレスを抱えていることが考えられるため、一人一人の生徒に教師が積極的に声をかけ、不安や悩み等がうち明けられる信頼関係を確立し、相談の充実を図る。
・　自分のことや友人のことで心配なことは､いつでも相談にのることを日頃から折りに触れ伝える。

② 保護者との連携
家庭での生徒の様子で気になることがあれば、すぐに担任等に相談できるよう、日頃から協力関係を築いておく。
③ 関係機関との連携
スクールカウンセラーや相談機関から生徒理解についての助言を得､警察や補導センター等に学校の現状や指導方針について説明するなど、日頃から相談できる関係づくりをする。
④ 校内研修等の実施
校内研修等を通じて､事例研究や最新の実態を認識し､事件・事故が発生した際の教職員の対応力を高める。

5 自殺（予告）
ある日の放課後、職員室にかかってきた電話にＢ教諭がでると、本校生徒と思われる女性が「生きていてもつまらない。明日の朝までに死のうと思う。」と言ったきり電話が切れた。電話の後、Ｂ教諭はすぐに副校長に報告し、対応を相談した。

●危機発生時の対応
① 状況把握
副校長は、校長に速やかに状況を報告する。校長は、関係教職員等により早急に会議を開き、情報の収集・外部との連絡・他の職員への連絡等、基本的な対応を決定する。その後、教職員を招集し、指示伝達を行う。
② 情報の収集
自殺予告をした生徒の保護の観点から、気になる生徒についての情報交換等により、予告した生徒の特定・推定作業を進め、状況に応じて警察等の関係機関に連絡し、情報収集に努める。
③ 緊急（応急）措置
・ 校長や関係教職員で、これまでの情報をもとに、各所に設置してある電話相談等に連絡するなど、該当する生徒の特定等に努める。
・ 収集した情報は、速やかに校長や生徒指導主事に連絡する体制を整備する。

●危機終息後の対応
① 原因の究明
調査をもとに自殺予告の原因や問題点を明らかにし、それらの反省と今後の自殺防止について、教職員の共通理解を図る。
② 支援・援助
【生徒が特定された場合】
・ 本人の心情を受容するように接し、保護者と連携を図りながら自殺防止に万全を期す。
・ 精神科医やスクールカウンセラー等の専門家と相談しながら対応する。
・ 軽い気持ちで電話した場合には、行動を自省させることが必要であるが、本人の気持ちを十分に受けとめ、必要な支援を行う。
・ 生徒全体に指導する際、当該生徒の人権やプライバシーに十分配慮する。
【生徒が特定されない場合】
・ 日頃の言動から気になる生徒について、悩みや願いを聞き、必要な支援や指導を行う。
・ 次のような取り組みにより、自殺防止に向けて全校生徒や保護者へ働きかける。
・ 緊急の全校集会で、生徒に「命の大切さ」「教師や友人への相談の大切さ」を考えさせる。
・ 生徒会主催の生徒集会で、緊急アピールをする。
・ 学級活動等の時間で話し合いをするなど、生徒の思いを汲み上げられる場を持つ。
・ 緊急のＰＴＡ役員会を開催する。学校・学級通信や通知文等で訴える。
③ 関係機関との連携

・　校長は、事故の概況を速やかに県教育委員会に報告し、対応を協議するとともに、ＰＴＡ役員、補導センターや警察署（110 番）等にも連絡し、以後の様々な段階で協力が得られるようする。
・　自殺予告者は、相談電話等にも電話をする場合があるので、日頃から連絡網の整備と連携を図る。

④　再発防止

授業や休憩時間等における生徒の日頃の行動や友人関係等について、様々な場面で得られた情報を教職員間で交換し、多角的に生徒をとらえるようにする。

⑤　報告

事後措置の状況を県教育委員会へ報告する。

●危機の予防対策

①　校内体制の確立
・　関係機関と連携して教職員研修を行い、教職員の認識を高める取り組みや悩み調査を実施する取り組み、緊密な情報交換等により、早期発見に向けた取り組みを充実する。
・　「生命尊重」「人権尊重」の精神の育成を教育活動全体を通して行うとともに、教職員と生徒及び生徒相互の共感的な人間関係づくりに努める。

②　教育相談の充実
・　定期的な教育相談や、教員から積極的に声をかけて気軽に相談できるような場面づくりを心がけ、生徒一人一人と話し合う機会を多くもつ。
・　個人面接や集団面接等、面接方法も工夫する。

③　保護者との連携

保護者や地域の人々から生徒の様子で、気になることがあれば、すぐに情報（例：登下校の様子等）が得られるような体制を確立する。

④　相談機関等との連携

地域の相談電話等へ相談が入る場合もあるので、各相談機関と自殺予告の電話を受けた際の学校への連絡等について、あらかじめ協議しておく。

Q　自殺予告電話を直接受けた場合に、対応する上での留意点は何か。

A　緊急かつ重大な訴えと受けとめ、落ち着いて真剣に対応することが大切である。
・　電話の途中で、メモにより周囲に状況を知らせる。複数で聴ける場合は記録を取る。
・　「力になりたい」「理解しようとしている」ということが伝わるよう、共感的に聞く。
・　時間をかけて辛抱強く聴く中で、友人関係や家族関係、動機、これからの具体的な行動等についての情報を得ることに努める。
・　叱咤激励や説教、批判的な態度や問いただす質問等をしない。話題をそらさせない。
・　相手を支える関係づくりに努め、自分を支えてくれる身近な人の存在に気づかせる。
・　こちらがいつも窓口を広げていることを伝え、相談しやすい関係づくりに配慮する。

Q　試験等の学校行事の中止を求められた場合には、どのように対応すればよいか。

A　行事の実施・延期・中止等については、校長が総合的に判断する必要がある。
・　判断に当たっては、先入観を持たず、確認や指導等の対策の状況、児童生徒や保護者の意識の状態、判断後の対策の見通し、教職員の意見等を考慮し、細心の配慮をする。
・　生徒の状況について、判断後も継続して把握する。

6　修学旅行などの事件・事故
２年生は、学年主任を団長として、４泊５日の日程で関西方面に修学旅行に出かけた。３日目の夕方、宿舎にバス３台で移動中、交差点で急に右折してきたトラックと先頭のバスが衝突し、車内の生徒は、衝撃で座席に体をぶつけ、窓ガラスの破片で手足を切るなど負傷した。３名は救急車で病院に運ばれ、７名は軽傷であった。

●危機発生時の対応

①　状況把握

教職員は、負傷者の数や状況を把握するとともに、生徒が混乱しないよう落ち着かせる。

②　救急（応急）措置

・　救急車が到着するまで、教職員は、負傷者に応急処置を行う。その際、必要に応じて周囲の人たちにも協力を求める。

・　救急車が負傷者を病院に搬送する際は、教職員（複数）も同行し、負傷者の状況等について校長と連絡を取る。

・　教職員は、他の負傷者の応急処置を行うとともに、精神的に動揺している生徒に声をかけるなど不安を取り除くことに努める。

・　他の生徒を宿舎に連れ戻り、事故の状況や今後の対応等について説明し、生徒の動揺を抑えることに努める。また、事故現場の教員との連絡体制を整える。

・　学校に対して事故の発生状況等について連絡を行う。

③　関係機関との連携

校長の迅速な指示のもと、分担して次の対応を行う。

消防(119 番) －　救急車の要請を行う。救急車には、隊員の指示に従って教職員が同乗し、状況説明を行う。

病　　院 －　負傷者の治療のため、医師に状況説明を行う。

警察(110 番) －　校長は状況に応じて事故が発生したことを連絡する。

保　護　者 －　負傷した生徒の保護者へ連絡する。事故への対応の経過や本人の状況、搬送先など、事実のみ（見込みの話は混乱のもと）を伝える。

教育委員会 －　校長は、事故の概要を速やかに県教育委員会に報告し、後日、文書で提出する。

④　情報の収集と一元化（報道機関への対応）

・　負傷者の搬送先や状況等、収集した情報は逐次、校長に伝わるよう連絡体制を確立のうえ、情報を正確に把握し記録する。

・　関係機関や報道機関等、外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化し、混乱を避ける。

⑤　学校の対応

・　連絡を受けた学校では、関係機関に対する対応の窓口は一本化し、県教育委員会や負傷した生徒の家庭に事故の状況等（事実のみ、見込みの話は混乱のもと）を連絡する。

・　緊急の職員会議を開催し、事故の状況等について確認、応援職員や家族の現地への派遣の必要性等について協議する。

・　必要に応じて、ＰＴＡ役員会や学年ＰＴＡを開催するなど、保護者の不安・動揺を鎮める。

⑥　その他

宿泊先に戻った教職員は、事故のその後の状況等を確認しながら、旅行日程の変更等について協議する。

●危機終息後の対応

① 原因の究明

事故発生の原因や問題点を明らかにし、それらの反省と改善について全教職員の共通理解を図り、経緯、対処等について詳細に記録する。

② 支援・援助

・ 事故原因の所在の如何にかかわらず、学校管理下の事故であることから、生徒や保護者に対して誠意のある対応を行う。

・ ＰＴＡの緊急役員会や学年会を開催し、家庭への通知等により正確な情報を提供し、事故後の対処等について理解と協力を求める。

・ 負傷による入院等で現地に残された生徒がいる場合は、副校長や他の教職員を派遣し生徒の見舞いや現地での事後処理にあたる。

・ 事故車に同乗していた生徒については、後遺症の心配もあることから、事後の観察指導を十分に行い、必要に応じて病院で診察を受けるようにする。

③ 心のケア

・ 負傷した生徒及び周囲の生徒でショックを受けている者がいる場合は、精神科医やスクールカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のケアを行う。

・ 当該学年の生徒だけではなく、他の学年の生徒に対しても事故の概要等について説明し、生徒間のトラブルにならないよう配慮する。

④ 再発防止

事故の教訓を生かして、全ての教育活動を通して安全指導の徹底を図るほか、旅行計画の内容について、安全指導と安全管理の徹底を図る。

⑤ 報告

事故措置の状況を県教育委員会へ報告する。

●危機の予防対策

① 修学旅行中に想定される危険・事故等について、全教職員で再度確認を行うとともに、生徒に対しても十分に指導を行う。

② 緊急時における対応の確認等を再度行う。

7 不審者の侵入（凶器携帯）

休み時間中、校内巡回中の教員が包丁を携帯した不審者を廊下で発見した。生徒への危険が想定される。

●危機発生時の対応

ア 状況把握･緊急措置

校長ほか、全ての教職員に直ちに情報が伝達され、生徒への注意喚起、避難誘導や、万一、生徒や教職員が負傷した場合の応急手当の処置など、生徒の安全を第一に考えた対応を行う。

① 生徒の安全確保

・ 不審者の状況に応じて、教職員が大声を出すなどして､周辺に危険を知らせるとともに、危険のない方向に児童を誘導する。

・ 状況によっては、自動火災報知器を使用し周辺に危険を知らせる。

※ 人命に差し迫った危難が及んでいる場合において、自動火災報知器を使用することは、消防法が禁ずる「みだり」に使用する場合には該当しない旨、消防庁から通知されている（平成 13 年 6 月 21 日付け消防庁予防課長通知）。(ただし、自動火災報知器を使用した後は､火災でない旨、消防機関に連絡すること。)

・ 校長に情報を伝達する際は、教職員が連携し不審者と生徒だけとなる状態をつくらない。

・　刃物等の凶器を持った不審者と対峙する場合は生徒と教職員の身を守るため、ほうき・モップ・椅子など、身近にある物を活用して防御し、応援が到着するまでの時間を確保する。
・　生徒の避難場所を複数(グランド、体育館等)設定し、校長・副校長の指示のいとまがない場合でも、予め定める手順に従い、教職員の判断により避難誘導等の対応をする。
・　万一の場合に備えて､養護教員を中心として、応急手当の準備体制を整える。
・　危険回避後は､他の教職員と連携して、生徒の精神的な動揺を鎮めるよう努める。

② 校長･副校長への情報伝達
・　事件発生の状況を校長・副校長に速やかに連絡し、あらかじめ決められた指示命令系統に基づいて対応する。
・　情報の内容に応じ、全教職員に一斉に指示･情報が伝わるよう、放送設備の利用等による伝達を行う。

③ 関係機関との連携

警察(110 番)	－	警察に速やかに出動を要請する。その際、不審者の特徴を伝えられるよう留意する。
消防(119 番)	－	負傷者が発生した場合は、消防署に 119 番通報を行うとともに、救急車が到着するまでの間に意識や呼吸の有無､傷害の状況を確認し､必要な応急手当を行う。救急車には隊員の指示に従って教職員が同乗し、状況説明を行う。
保　護　者	－	負傷した生徒の保護者へ連絡する。事件への対応の経過や本人の状況、搬送先など、事実のみ（見込の話は混乱のもと）伝える。
教育委員会	－	県教育委員会に連絡し、指導・援助を受ける。
そ　の　他	－	ＰＴＡ、地域諸団体、近隣校等に連絡し、支援等を受ける。

④ 情報の収集と一元化(報道機関への対応)
・　全ての情報を校長に一元化し、校長の指示のもとで対応する。
・　関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。

●危機終息後の対応

① 原因の究明
教職員等から状況を確認し､事故調査の記録を作成し､事故発生の原因や問題点を明らかにし、それらの反省と改善について、全教職員の共通理解を得る。

② 支援・援助
校長、関係職員は負傷した生徒を見舞うとともに、保護者に事故の経緯を説明し、スポーツ振興センター等の手続き治療費等について説明を行う。

③ 心のケア
・　教育委員会と連携し、県医師会や、県臨床心理士会の協力を得て、精神科医やカウンセラー等を学校に派遣し、生徒や保護者の心のケアを行う。
・　教員とカウンセラーによる家庭訪問を実施し、生徒の状況把握と心のケアを行う。
・　県教育委員会と連携し、保護者の相談を受け付けるため、電話相談を行う。

④ 再発防止
事故の状況､その後の対応を検証し､事故防止対策や安全点検等を見直し､事故の再発防止に取り組む。

⑤ 報告
事後措置の状況を県教育委員会へ報告する。

●危機の予防対策

ア　校内体制の確立と定期的な安全点検

① 生徒の安全確保について、次のような措置を講じる。
・　学校の安全確保について、日頃から職員会議等で取り上げ、教職員間で情報交換や意見交

換を行うなど、教職員一人一人の共通理解を深める。

② 定期的に安全点検を行い、次のような安全確保対策を講じる。

・ 校門、フェンス、外灯(防犯ライト等）、校舎の窓、出入口等の破損､鍵の状況などの点検補修を行う。

・ 警報装置(警報ベル、ブザー等)、防犯監視システム、通報機器(校内通話システム、警察や警備会社との連絡システム)等を設置している場合は、作動状況の点検、警察や警備会社等との連絡体制の確認を行う。

・ 死角の原因となる樹木等の障害物の有無、自転車置場、駐車場や隣接建物からの侵入の可能性について確認し、侵入防止のための施錠、定期的な巡回などを行う。

イ 来校者の確認（3 段階のチェック体制）

① 学校への来校者を確認できるよう、次のような措置を講じる。

＜１＞校地外から校地内への来校者

・ 立て札や看板等による案内・指示を行い、入口や受付を明示する。

・ 登下校時以外は校門を閉め、敷地や校舎への入口等を管理可能なものに限定する等により、来校者に対し、教職員が素早く対応できるよう努める。
なお、出入口の管理は、登下校時・授業中・休日等の状況に応じ、適切に行う。

・ 校地内の訪問者に対して挨拶等をかけることにより防犯環境を高める。

＜２＞校舎への出入り

・ 登下校時以外は生徒昇降口を閉め、校舎への入口等を管理可能なものに限定する等により、来校者に対し、教職員が素早く対応できるよう努める。
なお、出入口の管理は、登下校時・授業中・休日等の状況に応じ、適切に行う。

＜３＞校舎への入退

・ 来校者に対しては、事務室で来校許可証の着用を依頼し、識別が可能なようにし、教職員が進んで挨拶、声かけ等をして、身元や用件の確認を行うなど、日頃から外部からの人の出入に注意を払う。

・ 教職員も名札を着用し、来校者に対し､教職員であることを明示する。

ウ 校外学習や学校行事における安全確保

① 事前に綿密な計画を立てるとともに、現地の安全を十分確認する。

② 生徒に対して事前に安全指導を行う。

③ 万一の事態が発生した場合の保護者、学校、教育委員会等の関係機関への連絡方法等をあらかじめ定める。

エ 登下校時の安全確保

① 登下校時において、生徒の安全が確保されるよう、次のような措置を講じる。

・ 通学路において、人通りが少ない、電灯がない暗がりなどをできるだけ避け、できるだけ複数で登下校するように、生徒に注意を喚起する。

・ 生徒に対し、登下校時等に万一の事態が発生した場合の対処法(大声を出す、逃げる、人のいる場所に飛び込み助けを求める等)を指導する。

オ 安全に配慮した学校開放

① 学校開放(夜間・休日開放を含む)に当たり、次のような措置を講じ、安全への配慮を行う。

・ 学校開放時における開放部分と非開放部分の区別を明確に示し、非開放部分への侵入防止の方策(施錠等)を講じる。

カ 不審者情報に係る関係機関等との連携

① 学校周辺等における不審者情報について、できるだけ早く正確な情報を収集できるよう、次のような方法を講じる。

・ 日頃から警察等の関係機関、ＰＴＡや地域住民等と連携し、情報を速やかに把握できるようにする。

・ 近隣の学校との間で、相互に情報を交換する仕組みを構築する。

・ 定期的に所轄警察署や交番を訪問し、ＰＴＡや地域住民等との会合を開催する。

・ 保護者や地域の人々に、学校の電話やＦＡＸ番号、メールアドレス等を周知し、学校に不審者に関する情報が集まりやすい体制づくりに努める。

キ 家庭や地域社会の協力

① 家庭に対し、生徒の安全確保のため、次のような措置を講じる。
- 保護者等が不審者情報を得た場合、警察、学校等へ速やかな連絡が行われるよう協力を求める。
- 生徒が、犯罪や事故の被害から自分の身を守るため、危険な場所の確認や、屋外での行動に当たって注意すべき事項を家庭で具体的に話し合うよう働きかける。

② 地域関係団体等の協力を得て、次のような措置を講じる。
- ＰＴＡ、自治会、青少年教育団体などの地域関係団体等との連携のもと、通学路の安全点検、登下校時・授業中・放課後・学校開放時等における学校内外の巡回等の取組みを行う。

詳細なマニュアルは、「学校の安全管理（不審者対策）の手引」（平成 13 年 10 月 19 日付け教学第 1219 号学校教育課長通知）を参照のこと。

８　万引き

生徒Ｂは、ＣデパートのＣＤコーナーでＣＤ２枚を万引きし、店員に見つかり、警察に通報された。
警察から、保護者と連絡が取れないということで、学校に連絡があった。

●危機発生時の対応

① 状況把握・緊急（応急）措置
- 電話を受けた教員は、校長及び副校長等の関係教員に報告する。
- 校長は、指示系統を明確化し、関係教員に今後の指導方針を決定するよう指示を出すとともに、生徒を引き取るため担任等を警察に出向かせ、保護者と連絡を取るよう指示する。
- 生徒が学校に到着後、事情の聞き取り、事実確認を行う。
- 保護者と連絡を取り、保護者の来校を促し円滑な対応に努める。
- 本人への指導並びに保護者との面談を行う。
- 全職員に対して事実、指導経過について報告し、今後の指導方針について確認する。

② 関係機関との連携
警察との連携が必要な場合は、校長・副校長の指示のもと、生徒指導主事が中心になって行う。

③ 情報の収集と一元化
- 警察や関係者から情報を収集のうえ、事件の経緯を正確に把握し、記録する。
- 関係機関や報道機関等外部への情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。なお、当該生徒の人権やプライバシーに十分配慮する。

④ 教育委員会、家庭等関係機関への連絡報告
校長は、事件の概要を速やかに県教育委員会に報告する。

⑤ 対応における配慮事項
- 万引きは犯罪なのだという重大性を生徒に自覚させる。
- 発覚した件以外に余罪がないか確認する。もし、他にもある場合には、すべて話させる。
- 店に対して謝罪を行うよう指導する。
- 場合によっては、保護者が万引きを重大な事件としてとらえていない場合もあるので、親子ともに罪を犯したという事の重大性を認識させる指導を行う必要がある。
- 再発防止のためにも、生徒・保護者とも納得するまで指導する。

●危機終息後の対応

① 原因の究明
事件調査の記録を基に事件発生の原因や問題点を明らかにし、それらの反省と改善について、

全教職員の共通理解を図る。

② 心のケア
- 必要に応じて、関係生徒の個人的なカウンセリング、専門家との連携を図る。
- 担任は、声かけなどにより生徒の心のケアを図る。

③ 再発防止
- 本人に行為の重大性を認識させ、謝罪の方法等について共に考えながら指導する。
- 行為に至った背景等については、共感的に聞き取る。

④ 報告
措置の状況を県教育委員会へ報告する。

●危機の予防対策

① 早期の実態把握と早期対応に努める。
万引きは心が不安定な時期に起こることが多い。日頃から生徒の気持ちや行動の適切な把握に努め、小さな問題でも丁寧に取り上げて解決するように関わる。

② 生徒の実態を踏まえた魅力ある学級づくりに努め、学校生活の充実を図る。

③ 生徒指導委員会、学年会議等を定期的に行い、生徒についての情報交換を行うほか、日常的にも生徒の情報交換が行いやすいような雰囲気づくりに努める。また、教職員間においても悩みを何でも相談できる体制とし、一人で問題を抱え込まないような体制づくりをする。

④ 保護者と学校との連絡を密にし、生徒の変化や問題行動についてタイミングを失しないように保護者に伝える。また、家庭からも生徒の変化について気軽に連絡し合える信頼関係をつくる。

⑤ 警察との連携は、非行問題の解決の時だけではなく、日常から情報交換を行い、青少年健全育成のための話し合いの場を持つ。

⑥ 学校報等の活用
学校報等を活用し、規範意識についての啓蒙を図る。

⑦ 善悪の判断
善悪の判断が確実に行えるような指導を、道徳やその他の教育活動を通して行う。

9 登下校途中の交通事故

生徒が下校途中に、自宅近くの道路を横断中、乗用車にはねられて頭部を強く打ち、頭部からの出血が見られ、意識不明となった。事故を目撃した人が学校へ通報したため、交通事故の発生を知り、事故該当生徒の学年・氏名なども判明した。

●危機発生時の対応

① 状況把握
- 交通事故の通報を受けた職員は、速やかに校長に報告する。
- 校長は、教職員を２名以上、現場に派遣する。

② 救急（応急）措置
- 救急車、パトカーが到着していない場合は、消防署、警察署へ連絡の有無を確認する。
- 自校生徒であることを確認のうえ、二次災害を防ぐための安全な状況を確保する。
- 救急車の導入路を確保し、救急車が到着したなら、速やかに、救急隊員を負傷者まで誘導する。
- 職員１名は、救急隊員の指示に従い、救急車に同乗するか、若しくは別途、搬送先の病院に赴く。
- 職員１名は現場に残り、事故の経緯について情報収集するとともに、警察官の現場検証に立ち会う。
- 保護者が病院に到着していない（保護者への連絡が未了の）場合、保護者へ、事故の発生の事実を知らせ、搬送先の病院へ向かうように伝える。

③　関係機関との連携

校長の迅速な指示のもと、分担して次の対応を行う。

消防(119 番) －　救急車の要請を行う。救急車には、隊員の指示により教職員が同乗し、状況説明を行う。

病　　院 －　負傷者の治療のため、状況説明を行う。

警察(110 番) －　校長は、事故の発生状況等について情報収集を行う。

保　護　者 －　負傷した生徒の保護者へ連絡する。事故への対応の経過や本人の状況、搬送先など、事実のみ（見込みの話は混乱のもと）を伝える。

教育委員会 －　校長は、事故の概要を速やかに県教育委員会に報告し、後日、文書で提出する。

④　情報の収集と一元化（報道機関への対応）

・　生徒の動揺を鎮めながら事情を聞き、情報を集めるとともに、医師から診断、治療内容等を聞き、事故の経緯を正確に把握し、記録する。

・　関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化し、混乱を避ける。

●危機終息後の対応

①　原因の究明

校長は、事故に関わる情報を整理、記録するとともに、事故の原因や問題点を調査・究明のうえ、県教育委員会に報告する。

②　支援・援助

校長と担任等が速やかに見舞うとともに、保護者に事故の経緯を説明する。また、保護者から学校に協力依頼があれば、誠意を持って対応する。

③　心のケア

事故を目撃した生徒や事故の発生によりショックを受けている生徒がいる場合は、精神科医やスクールカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のケアを行う。

④　報告

事後措置の状況を県教育委員会へ報告する。

●危機の予防対策

①　定期的な通学路の点検を実施するなど、全職員が交通事故の再発防止に向け、共通理解のもとに取り組む体制を整える。

②　生徒に対する交通安全指導については、道路横断時の安全確認など、通学上の危険要因を具体的に取り上げ指導する。

③　心肺蘇生法の訓練などにより、応急手当について職員が実践できるようにする。

１０　家出

Ｂ子の家から連絡があった。母親が朝、Ｂ子を起こしに行くと姿が見えず、机の上に「しばらく帰らないが心配しないでほしい」旨の書き置きがあった。驚いた母親は、生徒の友人に電話をしたところ、携帯電話の出会い系サイトで知り合い、親しくなった２０歳の県外の男性と会う約束をしていたことが分かった。しかし、相手の男性の所在がわからず、家出ではないかと心配し、母親が担任に連絡してきた。

●危機発生時の対応

①　状況把握・緊急（応急）措置

担任は速やかに校長に報告し、校長は、早急に教職員会議を開き、家出の連絡があった生徒の学校生活の経過を確認し、情報収集の方法や今後の対応について検討する等の共通理解を図る。

また、同時に、犯罪に巻き込まれたり、自殺したりするおそれがある場合を想定し、保護者に

捜索願の提出を勧める。場合によっては、保護者と共に警察に出向く。

② 関係機関との連携・捜索

・ 警察や補導センター等と連携を図りながら捜索を行う。

・ 捜索に当たっては、立ち寄りが予想される場所を特定するほか、地域割等により、もれなく円滑に進むようにする。

・ 捜索は可能な限り複数で行い、状況を定期的に校長に報告し指示を受ける。

③ 情報の収集と一元化（報道機関への対応）

・ 置き手紙の有無、金品の持ち出し、家出時の服装や親戚・友人等への立ち寄りの可能性等を具体的に保護者に確認する。（友人から情報を収集する場合は、家出した生徒の保護者の同意を得るとともに、他の生徒が興味本位になったり動揺したりしないように慎重に対応する。）

・ 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。なお、当該生徒の人権やプライバシーに十分配慮する。

④ 教育委員会への報告

校長は、速やかに県教育委員会へ連絡・報告し、助言を受ける。

●危機終息後の対応

① 他の者が家出に関わっていることも想定して対応する。また、他の者の関与や非行との関わりがある場合には、警察等との連携を図りながら指導する。

② 家出を繰り返し、深刻化している生徒の背景には、その生徒を取り巻く家庭の在り方、学校の在り方、社会環境の在り方等が大きく関わっている場合があり、スクールカウンセラーや関係機関の助言を得て指導する。

③ 心のケア

家出の原因・背景は複雑であり、特定しにくい。また、すぐに事情を話せない場合もある。思春期の生徒は自立への願望、自由独立への要求が強いことなどにも留意し、非を一方的に責めるのではなく、担任は対話を継続しながら、立ち直りを支援する。

④ 再発防止

教職員や生徒に対する事故防止策や安全点検等の見直しを行い、事故の再発防止に取り組む。

⑤ 報告

事後措置の状況を県教育委員会へ報告する。

●危機の予防対策

① 生徒理解の充実

日頃から生徒とのふれあいを通して、一人一人の表情や言動の変化をとらえるとともに、悩みや願いの把握に努める。

② 教育相談の充実

・ 生徒の悩みや不安を気軽に相談できる体制を整え、相談に応じて早期に悩み等を発見できるようにする。

・ スクールカウンセラーや相談機関からの協力を得る。

③ 保護者との連携

保護者に対しては、学級通信・学年通信や学年懇談会等の機会を利用して発達段階に応じた生徒との関わり方についての情報を提供し、良好な親子関係づくりの一助としてもらう。

④ 生徒が家庭内のことについての悩みを持っている場合は、保護者に子どもへの関わり方等について助言する。

●関係法令等

少年法３条（家庭裁判所の審判に付すべき少年）

※少年法では、無断外泊や家出をする少年に共通する環境にあるものについては、ぐ犯少年、触法少年（１４歳未満で刑罰法令に触れる行為）として一時的に拘束する例がある。

１１　恐喝

おとなしい性格のＡ男は、同級生を中心とした不良グループ３名から執拗に金銭を持ってくるように言われ、数千円単位の金銭をしばしば強要された。
人目のつかないところで暴力を用いて強要されることも多くなり、担任に訴えようとしたが、仕返しが怖いため、家族の財布からお金を抜き取るなどして支払った。母親がそれに気づき、学校に連絡し明るみに出た。

●危機発生時の対応

①　状況把握・緊急（応急）措置
- 仕返しを恐れている場合が多いので、被害者の安全を確保する姿勢と方策を明確にして、本人の心情を理解しながら事実の確認を行う。
- 加害者や保護者、周囲の者からの情報、事情聴取によって事実と状況を確認する。「借りている」などと行為を正当化し、罪を逃れようとする場合も見られるので慎重に事実を確認する。
- 周囲の者から事情を聞くときは、「最近、困っていることはないか」「最近Ａ君元気ないようだね」など、工夫して問いかけをする。
- 恐喝は、集団で行われることが多く、加害者が上級生など上部非行集団に操られている場合もあることを想定する。
- 暴力を伴ったり、恐喝が繰り返し行われるなど悪質な場合には、躊躇せずに警察への通報を行う。

②　関係機関との連携
- 悪質な場合や非行集団が関与している場合は、警察と相談のうえ対応する。
- 恐喝事件については非行集団によるものがその大半であることから、リーダーに対する指導を強めるなど学校や家庭、地域、関係機関と連携して非行集団の解体を図る。

③　情報収集と一元化（報道機関への対応）
- 事件の経緯や状況について、可能な限り情報を集め、正確な事実関係を把握し記録する。
- 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。なお、生徒の人権やプライバシーに配慮する。

④　教育委員会への報告

校長は、事故の概況を速やかに県教育委員会に報告を入れるとともに、学校内で協議し、対応を図る。

●危機終息後の対応

①　原因の究明

事故の調査の記録をもとに事故発生の原因や問題点を明らかにし、その認識と改善の方策について、全教職員の共通理解を図る。

②　支援・援助
- 被害者の救済と保護を第一に確保し、学校への信頼を得る。
- 加害者に、恐喝は犯罪であることと、自分を大切にすることが必要であることを理解させ、謝罪させる。
- 加害者側の保護者に監護能力がない場合は児童相談所に相談する。

③　心のケア
- 後難を恐れ、誰にも相談できずに一人で悩み、苦しんでいる被害者の立場や心情に十分に配慮する。
- 被害者やその保護者を孤立させないような環境づくりを行う。

④　再発防止

・　学校内で生徒指導体制を確立し、他人を傷つけたり、他人のものを奪ったりする犯罪は許さないという教師の姿勢を、日頃から児童生徒に示す。
・　優しさや思いやりを育てる環境づくりを学校・家庭・地域社会が連携して行い、暴力など非行を許さない学校、学級づくりを進める。

⑤　報告
事後措置の状況を県教育委員会へ報告する。

●危機の予防対策

①　学校内で生徒指導体制を確立し、他人を傷つけたり、他人のものを奪ったりする犯罪は許さないという教師の姿勢を、日頃から児童生徒に示す。
②　優しさや思いやりを育てる環境づくりを学校・家庭・地域社会が連携して行い、暴力など非行を許さない学校、学級づくりを進める。
③　警察や補導センター等に学校の現状や指導方針について説明したりするなど、日頃から関係機関に相談できる関係づくりをしておく。

●関係法令等

刑法第２４９条（恐喝）

１２　盗難　(生徒の起因)

体育の授業中、無人になった教室で、教室内に置いていたＡ子の鞄の中の財布から、現金5,０００円が抜き取られるという事件が発生した。今年になってから同様の事件が頻発しているが、外部から侵入した形跡はない。

●危機発生時の対応

①　状況把握
・　どのような状況で現金の盗難が発生したのか関係生徒から情報を集めるほか、他のクラスの授業の様子や遅刻・早退の状況も把握する。
・　広く生徒に情報提供を求めるなど情報を収集する。
・　各教室の巡回等、これまでの管理状況を確認する。
・　被害生徒に対するいじめ等、盗難の背景について分析する。
・　当該生徒の人権やプライバシーを配慮しながら、慎重に事情を聴取する。その際に心理的に圧迫感を与えないように配慮する。
・　情報を得て、盗難実行者を特定する場合は、その生徒への指導の機会を得るために行うことを共通理解する。

②　緊急（応急）措置
早急に、事件の概要について教職員で共通理解を図り、盗難時の状況を確認する。

③　関係機関との連携
悪質な場合や非行集団が関与している場合は、警察と相談のうえ対応する。

④　情報の一元化（報道機関への対応）
・　事件の経緯や状況について、可能な限り情報を集め、正確な事実関係を把握し記録する。
・　関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。なお、生徒の人権やプライバシーに配慮する。

⑤　教育委員会への報告
校長は、必要に応じて事故の概要を県教育委員会に報告するとともに、対応を協議する。

●危機終息後の対応

ア　原因の究明

① 事故調査の記録をもとに事故発生の原因や問題点を明らかにし、それらの反省と改善について、全教職員の共通理解を図る。
② 盗みを行った生徒が明らかになった場合には、盗難事件の事実のみならず、その交友関係や家庭環境などその背景についても把握するように努める。

イ 支援・援助

盗難事件に関わった生徒の間で不信感が解消されるように、相互の置かれた立場や心情を理解できるような支援を行う。

ウ 心のケア等

① 被害生徒

共感的に関わるとともに、再発防止に向けて真剣に取り組むことを伝える。

② 盗難実行者を特定した場合

・ 本人の行為の重大性を認識させ、謝罪等について共に考えながら指導する。
・ 叱責や処罰のみに終わることなく、行為に至った背景等について共感的に聞き取り、共に考えながら指導する。

エ 学級または、学年全体の指導

被害の程度等により、学級または学年全体に指導を行う。その際、事実を説明するとともに、生徒相互に不信感が生まれたり、憶測により事実が歪曲されたりすることのないように注意する。

オ 再発防止

① 盗みは犯罪であり、許されないことであることを明確に示すとともに、盗難事件に対する学校側の断固とした姿勢を示す。
② 貴重品の管理や不必要な金品の学校への持ち込みについて、生徒の注意の喚起を促すとともに、授業中や部活動中などは、貴重品係や貴重品袋を活用するなど予防対策を講じる。

カ 報告

事後措置の状況を県教育委員会へ報告する。

●危機の予防対策

① 児童生徒理解の充実

日頃から生徒とのふれあいを通して、一人一人の表情や言動の変化をとらえるとともに、悩みや願いの把握に努める。

② 保護者との連携

・ 保護者に対しては、学級通信・学年通信や学年懇談会等、学校内の情報を提供し、学校の現状や指導方針について理解を得る。
・ 生徒が家庭内のことについての悩みを持っている場合は、保護者に子どもへの関わり方等について助言する。

１３ 盗難(施設外からの起因)

早朝、ソフトボール部の生徒が練習のため、部室に行くと窓ガラスが割られ、鍵が開けられていた。ソフトボール部の顧問は、グローブ等の紛失に気づいた生徒から連絡を受けた。外部の者による侵入と思われる。

●危機発生時の対応

① 状況把握

・ 連絡を受けた顧問は直ちに現場に出向き、「立入禁止」の掲示をする等、現場保存の措置を行い、器物損壊・盗難等の状況を可能な範囲で把握し、校長に速やかに報告する。
・ 校長は、全教職員に事実を伝え、事件に関する情報収集するとともに、その他の被害について調査を指示する。被害を受けた生徒に対しては、顧問から被害の状況等について確認する。

・　担任を通じて、全生徒に不審者による器物損壊・盗難があった事実を伝え、生徒の持ち物に被害がないか確認する。

②　関係機関との連携

警察（110番）－　状況を警察（110番）に通報する。警察の捜査が終わり、現場を保存する必要がなくなった時点で、生徒が負傷しないよう、ガラスを片付けたり窓をふさいだりするなどの応急措置をする。

教育委員会－　速やかに県教育委員会に報告し、対応について助言を受ける。

近隣校－　近隣校に盗難発生の事実を伝え、被害が他に拡大しないよう努める。

保護者－　盗難があったことを連絡し、生徒が貴重品等を学校に置かないよう、注意を呼びかける。

③　情報の収集と一元化（報道機関への対応）

・　事件の経緯や状況について、可能な限り情報を集め、正確な事実関係を把握し、記録する。

・　関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化し混乱を避ける。なお、生徒の人権やプライバシーに十分配慮する。

●危機の予防対策

①　施錠等の管理の徹底

・　教室等の管理責任者は、退勤時に施錠を確実に行う。最終退勤者は、校舎の施錠を確認する。

・　警備会社に夜間の警備業務を委託している場合は、機械警備のセットを確実に行うほか、巡回時刻や回数の見直し等を行う。

・　学校への侵入は構造上容易なことがあるので、備品や私物等の保管場所等に十分配慮する。

②　生徒に対する指導

盗難の被害に遭わないために、貴重品等については、自己管理するよう日頃から指導する。

③　来校者の確認

・　来校者の通常の出入口を限定し、来校者に対し教職員が素早く対応できるよう努める。

・　来校者に対し入口を明示し、職員室に立ち寄るよう指示したプレートや立て看板を設置する。また、必要に応じて立入禁止区域を明示する。

・　来校者に対し、教職員が進んで挨拶や用件の確認、必要に応じて案内するなど、日頃から来校者の状況について注意を払う。

・　教職員が名札を着用し、来校者に対し教職員であることを明示するとともに、業者、工事関係者等に対しては、名札・腕章等の着用を要請する。

④　不審者の侵入により被害が続く場合

警察にパトロール強化を依頼するほか、被害の日時や場所等のデータを分析し、傾向を把握する。

１４　毒物・劇物の盗難、紛失

化学準備室の窓が少し開いていて、室内の薬品棚から、トルエン１瓶、メタノール１瓶がなくなっていた。

●危機発生時の対応

①　状況把握

・　化学室の管理責任者は、薬品の数量や有無を薬品台帳等により確認し、紛失・盗難の状況を校長に報告し、速やかに全職員に連絡する。

・　現場を保存し、直ちに警察（110番）に連絡する。

②　救急（応急）措置

・　全教職員で校舎内外の点検を実施し、薬品の早期発見に努める。

・　生徒へ薬品の危険性について説明し、紛失・盗難に関する情報を集める。また、念のため、

生徒の体調異常の有無を把握し、異常がある場合は、養護教諭による手当てを受けさせ、状況によっては救急車（119 番）を要請する。

③　関係機関との連携

・　直ちに警察へ連絡する。必要に応じ、保健所等に連絡する。
・　校長の指示のもと、県教育委員会へ連絡する。

④　情報の収集と一元化（報道機関への対応）

・　事件の経緯や状況について、可能な限り情報を集め、正確な事実関係を把握し、記録する。
・　関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。なお、生徒の人権やプライバシーに十分配慮する。

⑤　県教育委員会、家庭等関係機関への連絡報告

・　県教育委員会に電話で事件の概要を報告し、助言を受ける。
・　保護者に事件の発生、事件への対応の経過などを伝える。

●危機終息後の対応

①　原因の究明

事件の経緯の記録をもとに事件発生の原因を究明し、その反省と改善について全教職員の共通理解を図る。

②　支援・援助

教職員に対して、毒物及び劇物に関する研修を行い、薬物に関する安全意識を高める。

③　心のケア

生徒に薬品の危険性や適切な取り扱いについて十分指導する。

④　再発防止

教職員に対する事故防止策や安全点検等の見直しを行い、事故の再発防止に取り組む。

⑤　報告

事後措置の状況を県教育委員会へ報告する。

●危機の予防対策

①　薬品を分類して所定の場所（薬品戸棚、危険薬品庫）に保管する。保管場所には、「医薬用外毒物」または、「医薬用外劇物」の文字を表示する。

②　薬品を使用した教員は、必ず薬品使用記録簿に記入するよう、平素から徹底する。

③　理科室の管理責任者は、薬品台帳や使用記録簿等により薬品の使用状況を把握するとともに、在庫量の定期的な点検を行い、使用量を把握する。

④　担当教員が理科室を離れる場合は、薬品棚、準備室等の施錠を徹底する。施錠に際しては、生徒に任せるなど、鍵を安易に教職員以外に使用させない。

⑤　必要に応じて、学校薬剤師の指導と助言を受け、薬品の安全な管理に努める。

⑥　万一、事故が発生した場合に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、掲示により対応が確実にできるようにする。

●学校で指導上一般的に扱われている主な毒物及び劇物

毒物に指定されているもの…黄隣、水銀
劇物に指定されているもの…塩酸、アンモニア水、水酸化ナトリウム、メタノール、硫酸銅、硫酸、トルエンほか

１５　教育施設の爆破（予告）
授業時間中、事務室に男の声で「校内に爆弾を仕掛けた」との電話がかかった。 電話を受けた職員は、突然のことで対応に苦慮したが冷静さを取り戻し、電話の相手方から「爆発の時間、目的、相手の素性等」を聞き出そうとしたが、何も言わず電話を切られた。

●危機発生時の対応（予告の場合）

ア　初期対応

①　避難

・　爆発の時間、爆発物の数、場所等が不明であるので、まず生徒及び教職員の安全の確保を最優先させるため、電話の内容を校長に報告し、速やかに校内放送等により避難指示をする。

・　避難の指示を受けた教職員（担当教員）は、生徒に対し、落ち着いて避難するよう指示し校地外の安全な場所に避難する。なお、避難に当たっては、不審物に触らないよう徹底する。

・　校長から指示を受けた最終確認者は、残留者がいないことを確認し、速やかに避難する。

②　通報、報告

・　校長は、警察（110 番）に通報し、併せて必要な指示を受ける。

・　事件の発生後、速やかに県教育委員会に報告する。

イ　避難後の対応

①　避難確認及び安全対策

・　教職員は、避難場所に移動後、人員確認をする。（生徒の名簿等必要なものを携行する。）

・　警察等が到着するまでの間、来客、業者等が校地内に立ち入らないよう対応する。（職員を配置するなど）

②　警察、消防等関係機関との連携（施設設備の状況により、電力会社、ガス会社等の対応もある）

・　警察等が到着した場合、その後の対応については指示に従う。

・　不審者や不審物の情報がある場合は、関係機関（警察等）に伝達する。

・　爆発物の捜索等には校内の配置図が必要となるので、避難の際は施設台帳等施設設備の配置が分かる書類を携行する。

③　情報の収集と一元化

・　不審者や不審物の情報について取りまとめ、校長に報告する。

・　事件の経緯や状況について、可能な限り情報を集め、事実を正確に把握し記録する。

・　関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。

・　情報の公表については、以後の警察の捜査等と関係することから、関係機関と十分協議のうえ対応する。

④　保護者への連絡

・　生徒の避難完了後、速やかに保護者に対して生徒の安全確保等について連絡する。

・　学校の安全が確認されるまでは、生徒は学校の管理下において避難場所で安全を確保することとなるが、状況に応じて、保護者への引渡しについて連絡する。

⑤　教育委員会への報告

・　校長は、事件が終息するまで、状況に応じて、適宜、県教育委員会に報告する。

・　校長は、事件が終息した場合は、電話で報告するとともに、事件の概要を取りまとめ、文書で県教育委員会に報告する（学校事故報告、財産事故報告等）。

●危機発生時の対応（爆発が発生した場合）

爆発が発生した場合は、前記の予告の対応に加えて次の対応をする。

①　状況把握

・　救護活動や避難の円滑な実施のため、校舎内の状況等について、分担して迅速に情報収集する。

・　生徒及び教職員の負傷の有無、負傷の程度の確認をする。

・　施設の被害状況を可能な範囲で把握し、避難時の安全性を確認し、避難経路を決定する。

②　救急（応急）措置

・　養護教諭等による必要な応急措置を講じ、消防署（119 番）へ通報し救急車の出動を要請する。

・　校長の指示を受けた教職員は、救急車が到着した場合、救急隊員を負傷者まで誘導する。

・　医療機関への搬送に当たっては、保護者等に連絡をとり搬送先等の了解を得る。ただし、緊急を要する場合は事後に連絡する。

・　負傷した生徒等の救急車による搬送の際は、隊員の指示に従って教職員が付き添い、事故の状況説明をする。

・　負傷した生徒の保護者及び教職員の家族に、負傷の程度、搬送された病院及び付き添っている教

職員の氏名等を連絡する。

●危機終息後の対応

① 原因の究明
関係機関（警察等）の指示のもと、検証等に立ち会い、捜査等に協力する。

② 心のケア
- 負傷した生徒及び周囲の生徒でショックを受けている場合は、精神科医やスクールカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のケアを行う。
- 学校での対応が困難な場合等は、県教育委員会を通じて専門家の派遣を要請する。

③ 復旧及び措置要請
- 施設等の安全が確認されるまでは、必要箇所の立入禁止措置を講ずる。
- 授業再開に向けて、状況に応じて、教室、学用品及び教職員の確保等について、県教育委員会に措置を要請する。

●危機の予防対策

① 不審者の進入経路等、警察の捜査結果を踏まえて、警備体制の強化を図る。

② 日中においては、不審者の出入りの監視を強化するとともに、不審物の有無の確認など日常点検を徹底する。

③ 教室や部室等の管理責任者は、退勤時に施錠を確実に行うとともに、最終退勤者は校舎の施錠の確認を励行する。

④ 警備会社に夜間の警備業務を委託している場合は、機械警備のセットを確実に行う。

⑤ 万一事故が発生した場合に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、掲示により対応が確実にできるようにする。

１６　感染症

花巻市においてインフルエンザ、コロナが小・中・高校生に集団発生し、患者が多量に発生した学校では学校閉鎖・学級閉鎖等の措置をとった。

●危機発生時の対応

① 状況把握
校長は、欠席状況や罹患状況を把握するほか、地域内の発生・流行状況等の把握に努める。

② 緊急（応急）措置
- 校長は、感染症に感染又は感染の疑いがある生徒に、出席を停止させ、適切な医療を受けた上で自宅療養するように指導する。
- 校長は、感染症の予防上必要があるときは、学校医や保健所と相談し、臨時に学校の全部又は一部の休業を行う。

③ 関係機関との連携
- 校長は、学校医、保健所、市町村感染症担当課との連携、情報交換に努める。
- 感染症発生の報告は、県教育委員会と保健所に所定の様式で行い、必要に応じて市町村感染症担当者にも連絡をする。

④ 情報の一元化（報道機関への対応）
報道機関への対応は、県教育委員会及び保健所が窓口となる。
なお、生徒のプライバシーには十分配慮する。

●危機終息後の対応

① 校長は、学校医、保健所等から感染症に関わる情報を整理し、保健管理・保健指導を行う。

② 事後措置の状況を県教育委員会に報告する。

●予防措置

① うがいや手洗いの励行等、一般的な予防法の指導を徹底する。
② 校長は、学校環境衛生基準の遵守に努める。
③ 生徒の日常の健康の保持・増進対策を行う。

１７　熱中症

体育大会の午後、フィールド競技で観戦・競技に出場をしていたら、頭痛がしてきて意識がもうろうとなり、倒れてしまった。なお、その日の最高気温は30℃、湿度60％であった。

●危機発生時の対応

① 救急（応急）処置
- 担当教員は、生徒の意識の有無・顔色・呼吸・脈拍などを確認し、エアコンがついた保健室に搬送するなど、被災生徒への応急処置を行う。
- 担当教員は、周囲にいる者（教職員・生徒）に救急車（１１９番）の出動要請、校長への連絡、他の教職員への応援を依頼する。
- 担当教員は、他の生徒を、救急活動の障害にならない場所に移動させる。
- 養護教諭は、被災生徒の応急処置を引き継ぐ。
- 担任は速やかに保護者に事故の概要を報告し、希望する病院があるかなどを確認する。
- 救急車到着までの間、心肺蘇生法などの手当てが必要と認められる場合は、的確に実施する。
- 救急車の進入路を確保し、救急車が到着したら、速やかに、救急隊員を負傷者まで誘導する。
- 担当教員等は、救急隊員に事故発生時の状況や応急措置の状況等を説明する。
- 担当教員等は、救急隊員の指示により、救急車に同乗又は別途、搬送先の病院に向かう。
- 状況により学校医へ連絡する。

② 状況把握
- 担当教員等は、医師に事故発生時の状況等を報告する。
- 医師から症状、診断、治療内容等を聞き、校長へ連絡する。
- 校長の指示のもと、被災生徒に付き添うなどの対応をするほか、状況により校長、副校長又は他の教職員を病院に派遣する。
- 他の生徒の動揺を抑えるとともに、状況を説明する。

③ 関係機関との連携

校長の迅速な指示のもと、分担して次の対応を行う。

消防(119 番) － 救急車の要請を行う。救急車には、隊員の指示により教職員が同乗し、状況説明を行う。
病院 － 治療を担当する医師に状況説明を行う。
保護者 － 被災生徒の保護者へ連絡する。発生時の本人の状況や対応、搬送先など、事実のみ（見込みの話は混乱のもと）を伝える。
教育委員会 － 校長は、事故の概要を速やかに県教育委員会に報告し、後日、文書で提出する。

④ 情報の収集と一元化（報道機関への対応）
- 生徒の動揺を鎮めながら事情を聞き、情報を集めるとともに、医師から診断、治療内容等を聞き、事故の経緯を正確に把握し、記録する。
- 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化し、混乱を避ける。

●危機終息後の対応

① 原因の究明
- 校長は、熱中症事故に関わる情報を整理・記録するとともに、事故原因や問題点を調査・究明しその反省と改善について全職員の共通理解を図る。
- 大会内容に無理がなかったか、生徒の健康状態の把握が十分だったかなど、事故につながる要因について調査し、再発防止に取り組む。

② 支援・援助
・ 校長と関係教員は、負傷した生徒を見舞うとともに、保護者に事故の経緯を説明し、スポーツ振興センター等の手続き、治療費等について説明を行う。
・ 事故に遭遇した他の生徒について、事故の経過を説明し、混乱を招かないよう配慮する。

③ 心のケア
負傷した生徒及び周囲の生徒でショックを受けている者がいる場合は、精神科医やスクールカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のケアを行う。

④ 再発防止
教職員や生徒に対する事故防止策や安全点検等の見直しを行い、事故の再発防止に取り組む。

⑤ 報告
事後措置の状況を県教育委員会へ報告する。

●危機の予防対策
① 生徒の健康状態の把握に努め、無理のない活動計画を立てる。
② 生徒が、常に安全に注意して活動する能力、態度及び習慣を身につけさせる。
③ 万一事故が発生した場合に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、掲示により、対応が確実にできるようにする。
④ 心肺蘇生法の訓練などにより、応急手当について職員が実践できるようにする。

●危機発生時の対応
① 状況把握
校長は、欠席状況や罹患状況を把握するほか、地域内の発生・流行状況等の把握に努める。

② 緊急（応急）措置
・ 校長は、感染症に感染又は感染の疑いがある生徒に、出席を停止させ、適切な医療を受けた上で自宅療養するように指導する。
・ 校長は、感染症の予防上必要があるときは、学校医や保健所と相談し、臨時に学校の全部又は一部の休業を行う。

③ 関係機関との連携
・ 校長は、学校医、保健所、市町村感染症担当課との連携、情報交換に努める。
・ 感染症発生の報告は、県教育委員会と保健所に所定の様式で行い、必要に応じて市町村感染症担当者にも連絡をする。

④ 情報の一元化（報道機関への対応）
報道機関への対応は、県教育委員会及び保健所が窓口となる。
なお、生徒のプライバシーには十分配慮する。

●危機終息後の対応
① 校長は、学校医、保健所等から感染症に関わる情報を整理し、保健管理・保健指導を行う。
② 事後措置の状況を県教育委員会に報告する。

●予防措置
① うがいや手洗いの励行等、一般的な予防法の指導を徹底する。
② 校長は、学校環境衛生基準の遵守に努める。
③ 生徒の日常の健康の保持・増進対策を行う。

１８　授業中の火災発生

授業中、１階化学室から出火し、火災が発生した。
実習教諭が発見し、大声で「火事だ!」と周囲に知らせ、駆けつけてきた教職員に事務室に連絡するよう頼んだ。

●危機発生時の対応

ア　初期対応

①　避難等

・　火災発生時の対応は、消防計画に基づき、迅速かつ安全に行う。

・　火災発見者は直ちに火災報知器を作動させ、発火場所と火災の状況を教職員室等へ連絡する。

・　火災の報告を受けたら、教務主任は直ちに消防署（119 番）へ通報し、校内放送等により避難指示をする。

・　教職員が現場へ急行し、初期消火に当たる。

・　窓やドアを閉め、火気の使用中の場合はガスの元栓を閉め、電気器具等の使用中にはコンセントを抜く。

・　避難指示を受けた教職員は、生徒に対し、落ち着いて避難するよう指示し（押すな、慌てるな、騒ぐな等）、校地外の安全な場所に避難する。

・　校長から指示を受けた最終確認者は、残留者がいないことを確認し、速やかに避難する。

②　自衛防災組織

自衛防災本部組織分担表に従い、各教職員は活動を行う。

イ　避難後の対応

①　避難確認等

・　教職員は、避難場所に移動後、人員を確認する。（生徒の名簿等必要なものを携行する。）

・　負傷者の有無を確認し、応急救護をする。

・　教職員は、生徒に対して、整然と避難場所において待機するよう指示する。

②　報告

火災の発生後、速やかに県教育委員会に報告する。

③　関係機関との連携

消防、警察等が到着した場合、その後の対応については指示に従う。

④　情報の収集と一元化

・　事故の経緯や状況について、可能な限り情報を集め、事実を正確に把握し記録する。

・　関係機関や報道関係等へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。

・　情報の公表については、犯罪性を伴う場合があることから、消防、警察の対応に委ねるものとする。

⑤　保護者への連絡

生徒の避難完了後（安全確認後）、あらかじめ定められた方法で速やかに保護者に連絡するとともに、状況に応じて保護者への引渡しについても連絡する。

⑥　教育委員会への報告

・　校長は、状況に応じ、人的・物的な被害状況等について、火災事故が終息するまで、適宜、県教育委員会に報告する。

・　校長は、火災事故が終息した場合は、事故の概要を取りまとめ、文書で県教育委員会に報告する（財産事故報告、学校事故報告等）。

●危機終息後の対応

①　原因の究明

関係機関（消防、警察等）の指示のもと、検証等に立ち会い、捜査等に協力する。

②　復旧及び措置要請

・　状況に応じて、危険箇所の立入禁止等の措置を講ずる。

・　授業再開に向けて、状況に応じて、教室、学用品及び教職員の確保等について、県教育委員会に措置の要請をする。

③　心のケア

・　生徒の精神状態等を的確に把握し、必要に応じて、精神科医やスクールカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のケアを行う。

・　学校での対応が困難な場合等は、教育委員会を通じて専門家の派遣を要請する。

④　再発防止

県教育委員会及び関係機関（消防、警察等）の指示・指導を受け、再発防止について、その対策を講ずる。

●危機の予防対策

①　安全指導（教育）

・　学校における防災教育は、安全教育の一環として継続的に実施し、学校教育活動全般を通じて計画的に行う。

・　災害時に生徒の安全を確保するうえで、教職員の防災教育に関する指導力、危機管理能力及び応急処置能力を高めるための校内研修等を実施する。

・　防災訓練については、様々な状況を想定した訓練を計画的に実施するよう努める。

②　安全管理

・　日頃から、安全点検の実施計画（チェックリストを含む）を作成し、施設・設備の全般及び防火施設等について定期点検を実施する。

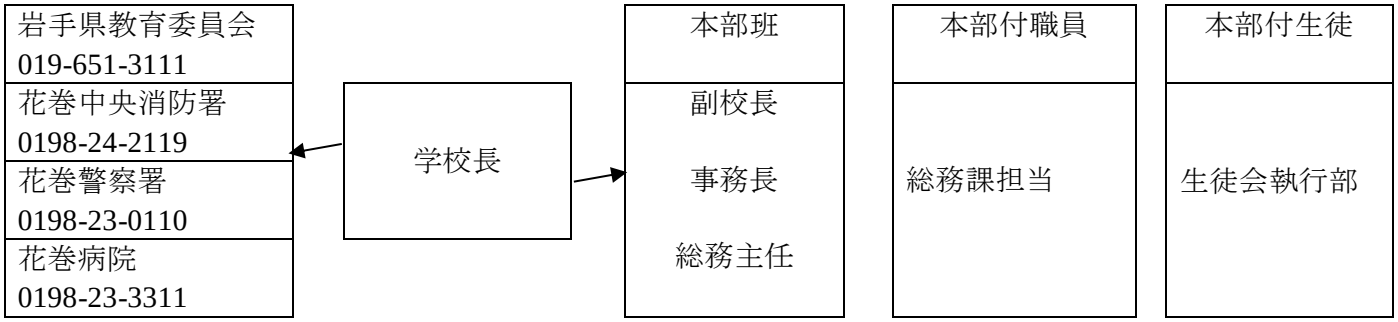
・　学校や地域の実態に則し、火災、地震、風水害等の発生に伴う具体的な防災計画を作成する（学校が避難場所になった場合の対応も考えておく）。

③　初動対応の周知徹底

万一火災が発生した場合に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、掲示により対応が確実にできるようにする。

（資料）

自衛防災本部組織分担表



庶務班　総務主任

通報連絡係	災害発生時における官公署、校内あるいは関係機関への通報を行う。人員の点呼確認をする。

○教務主任　他

安全防護係	電気設備、電気器具、ガス、危険物等の安全措置を図る。

○事務長　他

被災者係	市町村の要請により避難場所を設置する。地域への支援、救助活動をする。

○副校長　他

防災班　生徒指導主事

避難誘導係	生徒の避難安全誘導、安全確認、連絡等にあたる。

○各クラス担任

消 火 係	消火器、バケツ等による初期消火全般を行う。

○理科主任　他

警 備 係	校内巡視、警備を行い、二次災害の防止、不審者等に対する注意を図る。

○生徒指導課主任　他

救護班　保健主事

搬 出 係	非常持ち出し品、高価備品、その他重要書類の搬出保管にあたる。

○進路指導主事　他

救 護 係	負傷者の救護援助と応急手当をする。

○養護教諭　他

救 助 係	不明者の捜索救助にあたる。

○教育相談課主任　他

１　地震
三陸沖を震源とする、震度５の地震が発生し、崖崩れによる家屋の損壊や落下による器物の破損など施設等に被害が発生した。 さらに、津波注意報が発令された。

●危機発生時の対応

① 状況把握
- 生徒等、人的被害（安否）の確認をする。
- 施設・設備・通信手段の被害状況の確認をする。
- 施設周辺の被害状況及び避難場所の確認をする。

② 救急（応急）措置
- 防災体制を速やかに整え、救護班の編成と迅速な救護活動を開始する。
- 避難場所への安全で的確な誘導をする。
- 発火物の適切な処置と確認をする。
- 通信手段の確保を図る。

③ 関係機関との連携
警察（110 番）、消防（119 番）、医療機関との連絡体制の確保を図る。

④ 情報の収集と一元化（報道機関への対応）
- 人的被害の的確な情報収集と確認を行う。
- 施設・設備被害の的確な情報収集と確認を行う。
- 関係機関や報道関係者等外部への情報を提供する場合は、校長等に窓口を一本化して混乱を避ける。

⑤ 家族及び教育委員会への連絡・報告
- 生徒等の家族に速やかに連絡する。
- 教育委員会の担当部署に速やかに報告する。

●危機終息後の対応

① 原因の究明
- 生徒等の被災の原因として、人的要素がないか確認する。
- 防災体制の問題点の確認を行う。

② 復旧及び支援・援助
- 速やかな教育活動の再開、及び修学援助の必要性の確認をする。
- 施設・設備の早期の復旧を図る。

③ 心のケア
- 生徒等に係る心身の健康状態の把握に努める。
- 心のケアに対する体制の整備を図る。

④ 再発防止（危機の予防対策）
- 避難訓練を実施する。
- 防災教育を実施し、啓蒙活動を行う。

（資料）

状況別行動マニュアル

１　授業時

（１）発生時

①　授業担当教諭

・生徒に窓やロッカー等から離れ、机の下にもぐるように指示する。

・身を隠すところがない場合は、落下物から身を守るよう本等で頭部を保護し、低い姿勢をとるよう指示する。

・火気使用中の場合は、直ちに消火し、ガスの元栓を閉め、電気器具のコンセントを抜く。但し、揺れが収まってから！

・出入り口を開放するなど避難口を確保する。

・生徒の動揺を抑え、負傷の有無や程度、教室及びその周辺の被害状況、転倒・落下の危険性等を確認する。

・生徒の不安を増大させないよう、原則としてその場を離れない。

②授業のない教職員

・分担して各教室等に急行し、授業担当教諭から生徒の状況を聞き取る。

・避難経路や避難場所の安全性、校舎の被害状況等を確認して管理職に報告する。

・負傷者がある場合、養護教諭等と連携して応急処置に当たる。

③管理職

・状況を正確に把握し、負傷者の救護や避難の方法を決定する。

・テレビやラジオ等で地域における被害状況を把握する。

（２）避　難

①管理職

・避難の有無を判断し、避難経路及び避難場所での安全が確保できた後、教職員や生徒に校内放送等で避難の指示を行う。

・停電等、校内放送設備が使えない場合は拡声器で指示を行う。

②授業担当教諭

・指示に従い、生徒の避難を開始する。「押さない、走らない、しゃべらない」等、落ち着いて行動するよう指導する。

＜避難経路については避難経路図による＞

③授業のない教職員

・避難経路において、分担して誘導と安全確保に努める。

事務　→１階　１学年→２階　２学年→３階　３学年→３階　理科教員→２階

（３）避難場所での対応

①教職員は、週番により人員確認及び負傷者の状況確認を速やかに行い、管理職に報告する。

②管理職は、生徒や教職員の負傷の程度に応じて、速やかに救急車を要請するとともに、養護教諭等による救護班を組織し対応を指示する。

③生徒や教職員が負傷した場合は、保護者や家庭に連絡する。

（４）事後の対応

①管理職は、学校の状況を教育委員会に報告し、必要があれば支援要請を行う。

②施設設備の点検を行い安全を確認し、必要に応じて立ち入り禁止等の措置を行う。

③校区の被害状況等を関係機関や地域の情報から正確に把握する。

④通学路の安全確認や交通機関の運行状況を確認する。

⑤生徒を下校させる場合は、保護者との連絡が取れるまで学校に待機させる。

２　集会時

（１）発生時（体育館、桜雲会館）

①進行係

・集会を継続しても危険性のない地震の場合は、継続の旨をアナウンスし、安心させる。

ただいま地震が発生しましたが、危険はありませんので○○式を継続します。
もし、避難が必要な場合には指示しますので、その際は、冷静に行動するようにお願いします。

・落下の危険性があるような大きな地震の場合は、管理職又は学年主任、主催分掌主任の指示により揺れが収まるまで、体育館では天井のライトに注意し、その場にしゃがむよう指示。桜雲会館は机の下に隠れるよう指示し、揺れの収りを確認の後、避難開始のアナウンスをする。

②担任・副担任

・大きな地震の場合、生徒の側に行き、動揺を抑える。

③事務室職員

・テレビやラジオ等で地域の状況を把握する。

・避難経路や避難場所の安全性、校舎の被害状況等を確認して校長に報告する。

④校長

・状況を正確に把握し、避難の有無や方法を決定し、指示する。

（2）避　難

①校長

・避難の有無を判断し、避難経路及び避難場所での安全が確保できた後、教職員や生徒に避難の指示を行う。

②進行係

・避難開始、避難方法のアナウンスをする。

ただいま大きな地震が発生しております。危険ですのでグランドへ避難します。
担任の先生方の誘導に従って、体育館（桜雲会館）から外に出てください。

③担任、副担任

・担任はクラスの前、副担任は後ろにつき、生徒を誘導し避難を開始する。
「押さない、走らない、しゃべらない」等、落ち着いて行動するよう指導する。

④学年付

・出入り口を開放するなど避難口を確保する。避難経路において、誘導と安全確保に努める。

⑤避難経路（桜雲会館）

・桜雲会館で集会を行っている場合は、通常の避難経路だけでなく、非常階段を使用し、出入り口に集中しないように避難させる。その際、グランドまでは校舎裏を通るが、校舎の壁からの落下物等に十分気をつけて避難させる。

（3）避難場所での対応

①担任団は、週番により人員確認及び負傷者の状況確認を速やかに行い、管理職に報告する。

②管理職は、生徒及び教職員の状況を把握する。

管理職は、生徒や教職員の負傷の程度に応じて、速やかに救急車を要請するとともに、養護教諭等による救護班を組織し対応を指示する。

③生徒や教職員が負傷した場合は、保護者や家庭に連絡する。

（4）事後の対応

①　施設設備の点検を行い、安全を確認し、必要に応じて立ち入り禁止等の措置を行う。
②　校区の被害状況等を関係機関や地域の情報から正確に把握する。
③　通学路の安全確認や交通機関の運行状況を確認する。
④　生徒を下校させる場合は、保護者との連絡が取れるまで学校に待機させる。
⑤　管理職は、学校の状況を教育委員会に報告し、必要があれば支援要請を行う。

3　放課後（部活動中）

（1）発生時の対応

【校内での活動】

基本的には授業時、集会時と同じ。

【校庭での活動】

グランド中央に集まるよう指示。

①校長
・状況を正確に把握し、負傷者の救護や避難の方法を決定する。
・テレビやラジオ等で地域における被害状況を把握する。

（２）避難

①校長
・避難の必要性を判断し、避難経路及び避難場所での安全が確保できた後、教職員や生徒に校内放送等で避難の指示を行う。
②部顧問（当番教員）
・指示に従い、生徒の避難を開始する。「押さない、走らない、しゃべらない」等、落ち着いて行動するよう指導する。
・活動場所により、避難の必要性を感じた場合は、指示を待たずに安全な場所に避難誘導する。

（３）避難場所での対応

①部顧問又は当番教員は、名簿により人員確認及び負傷者の状況確認を速やかに行い、校長に報告する。
②校長は、生徒や教職員の負傷の程度に応じて、速やかに救急車を要請するとともに、養護教諭等による救護班を組織し対応を指示する。
③生徒や教職員が負傷した場合は、保護者や家庭に連絡する。

（４）事後の対応

① 校長は、学校の状況を県教育委員会に報告し、必要があれば支援要請を行う。
② 施設設備の点検を行い、安全を確認、必要に応じて立ち入り禁止等の措置を行う。
③ 校区の被害状況等を関係機関や地域の情報から正確に把握する。
④ 通学路の安全確認や交通機関の運行状況を確認する。
⑤ 生徒を下校させる場合は、保護者との連絡が取れるまで学校に待機させる。

４　新任式・始業式等

（１）式開始前のアナウンス

進行係より

連絡します。
始業式の最中にも地震の可能性があります。もし地震が発生し、危険がある場合には避難の誘導をしますので、指示に従い、冷静に行動してするようにお願いします。

（２）発生時の対応

①進行係
・集会を継続しても危険性のない地震の場合は、継続の旨をアナウンスし、安心させる。

ただいま地震が発生しましたが、危険はありませんので式を継続します。
もし、避難が必要な場合には指示しますので、その際は、冷静に行動するようにお願いします。

・落下の危険性があるような大きな地震の場合は、校長の指示により避難開始のアナウンスをする。
②担任・副担任
・大きな地震の場合、生徒の側に行き、動揺を抑える。
③総務課職員
・出入り口の戸を開ける。
④事務室職員
・テレビやラジオ等で地域の状況を把握する。
・避難経路や避難場所の安全性、校舎の被害状況等を確認して校長に報告する。
⑤校長
・状況を正確に把握し、避難の有無や方法を決定し、指示する。

（３）避難

①管理職

・避難の有無を判断し、避難経路及び避難場所での安全が確保できた後、教職員や生徒に避難の指示を行う。

②進行係

・避難開始、避難方法のアナウンスをする。

ただいま大きな地震が発生しております。危険ですので避難します。
担任の先生方の誘導に従って、体育館から外に出てください。

③担任・副担任

・担任はクラスの前、副担任は後ろにつき、生徒を誘導し避難を開始する。
「押さない、走らない、しゃべらない」等、落ち着いて行動するよう指導する。

④学年付

・避難経路において、誘導と安全確保に努める。

（４）避難場所での対応

①担任団は、週番により人員確認及び負傷者の状況確認を速やかに行い、校長に報告する。
②校長は、生徒及び教職員の状況を把握する。
③校長は、生徒や教職員の負傷の程度に応じて、速やかに救急車を要請するとともに、養護教諭等による救護班を組織し対応を指示する。
④生徒や教職員が負傷した場合は、保護者や家庭に連絡する。

（５）事後の対応

①施設設備の点検を行い安全を確認し、必要に応じて立ち入り禁止等の措置を行う。
②校区の被害状況等を関係機関や地域の情報から正確に把握する。
③通学路の安全確認や交通機関の運行状況を確認する。
④生徒を下校させる場合は、保護者との連絡が取れるまで学校に待機させる。
⑤校長は、学校の状況を教育委員会に報告し、必要があれば支援要請を行う。

５　入学式・卒業式

１　体育館における対応

（１）式開始前のアナウンス

進行係より

連絡します。
式の最中にも地震の可能性があります。もし地震が発生し、危険がある場合には避難の誘導をしますので、指示に従い、冷静に行動してするようにお願いします。

（２）発生時の対応

①進行係

ただいま地震が発生しましたが、危険はありませんので式を継続します。
もし、避難が必要な場合には指示しますので、その際は、冷静に行動するようにお願いします。

・式を継続しても危険性のない地震の場合は、継続の旨をアナウンスし、安心させる。
・落下の危険性があるような大きな地震の場合は管理職の指示により避難開始のアナウンスをする。

②担任・副担任

・大きな地震の場合、生徒、保護者の側に行き、動揺を抑える。

③総務課職員

・出入り口の戸を開ける。

④事務室職員

・テレビやラジオ等で地域の状況を把握する。
・避難経路や避難場所の安全性、校舎の被害状況等を確認して管理職に報告する。

⑤校長

・状況を正確に把握し、避難の有無や方法を決定し、指示する。

（３）避　難

①管理職
・避難の有無を判断し、避難経路及び避難場所での安全が確保できた後、教職員や生徒に避難の指示を行う。
②進行係
・避難開始、避難方法のアナウンスをする。

グランドへ避難します。
来賓の皆様と生徒は体育館横２箇所の出口から、保護者と吹奏楽研究部は後ろの出口から職員の誘導に従って、体育館の外に出てください。

③担任、副担任（入学式は１学年、卒業式は３学年）
・担任はクラスの前につき、生徒を誘導し避難を開始する。
「押さない、走らない、しゃべらない」等、落ち着いて行動するよう指導する。
④学年付（入学式は１学年、卒業式は３学年）
・避難経路において、誘導と安全確保に努める。
⑤入学式の３学年副担任、卒業式の各学年付は保護者の避難誘導にあたる。
⑥他の職員
・各係担当職員（受付、接待、警備、吹奏楽部等）は係生徒の避難誘導を、他の２学年の副担任は来賓の避難誘導をする。

２　教室等における対応

（１）発生時
①入学生、卒業生に対する対応は授業時と同じ。
②保護者については、副担任が控室に急行し、安全を確保した後、避難指示により避難誘導にあたる。
③各係担当職員（受付、接待、警備、吹奏楽部等）は係生徒の安全を確保した後、指示により避難誘導にあたる。
④避難指示は職員室から副校長等により校内放送、ハンドスピーカーによるアナウンスをする。
⑤事務室でテレビ、ラジオ等で被害規模や状況の把握をする。
（２）避　難
①校長
・避難指示の有無を判断する。
②入学生、卒業生に対する誘導は授業時と同じ。
③保護者については、副担任による誘導。
④各係担当職員（受付、接待、警備、吹奏楽部等）
・各場所の避難経路により誘導する。
⑤その他の職員
・出入り口を開放するなど避難口を確保する。また、避難経路において誘導と安全を確保に努める。

３　避難場所での対応

① 担任団及び係生徒担当職員は、人員確認及び負傷者の状況確認を速やかに行い、校長に報告する。
②校長は、生徒及び教職員の状況を把握する。
③校長は、生徒や教職員の負傷の程度に応じて、速やかに救急車を要請するともに、養護教諭等による救護班を組織し対応を指示する。
④生徒や教職員が負傷した場合は、保護者や家庭に連絡する。

４　事後の対応

①施設設備の点検を行い安全を確認し、必要に応じて立ち入り禁止等の措置を行う。
②校区の被害状況等を関係機関や地域の情報から正確に把握する。
③通学路の安全確認や交通機関の運行状況を確認する。
④明日以降の指示をし、生徒は保護者とともに下校させる。但し、保護者が欠席の場合は保護者と連絡がとれるまで学校に待機させる。

⑤校長は、学校の状況を教育委員会に報告し、必要があれば支援要請を行う。

６　学力検査中

（１）発生時

①監督者（面接委員）

・落下の危険性がある大きな揺れの場合は、受検生に机の下にもぐるように指示する。
・出入り口を開放するなど避難口を確保する。
・受検生の動揺を抑え、負傷の有無や程度、教室及びその周辺の被害状況、転倒落下の危険性等を確認する。
・受検生の不安を増大させないよう、その場を離れない。

②監督者（面接委員）以外の実施委員

・分担して検査室に急行し、監督者から生徒の状況を聞き取り、本部に報告する。
・避難経路や避難場所の安全性、校舎の被害状況等を確認して実施委員長に報告する。
・負傷者がある場合、養護教諭等と連携して応急処置に当たる。

③実施委員長

・検査の継続、時間の延長等を判断し、実施委員に指示する。
・状況を正確に把握し、負傷者の救護や避難の方法を決定する。
・テレビやラジオ等で地域における被害状況を把握する。

（２）避　難

①実施委員長

・揺れが収まり、避難経路及び避難場所での安全が確保できた後、実施委員や受検生に校内放送等で避難の指示を行う。

②監督者

・指示に従い、生徒の避難を開始する。「押さない、走らない、しゃべらない」等、落ち着いて行動するよう指導する。

③監督者以外の実施委員

・避難経路において、誘導と安全確保に努める。

（３）避難場所での対応

①実施委員は、名簿により人員確認及び負傷者の状況確認を速やかに行い、実施委員長に報告する。
②実施委員長は、受検生や実施委員の負傷の程度に応じて、速やかに救急車を要請するとともに、養護教諭等による救護班を組織し対応を指示する。
③受検生が負傷した場合は、中学校長に連絡する。

（４）事後の対応

①実施委員長は、学校の状況を教育委員会に報告し、必要があれば支援要請を行う。
②施設設備の点検を行い、安全を確認し、必要に応じて立ち入り禁止等の措置を行う。
③受検生の帰路の安全確認や交通機関の運行状況を確認する。
④受検生の帰路について、安全の確認が取れない場合は、中学校や保護者との連絡が取れるまで学校に待機させる。

（５）継続が可能な場合

以下の放送により継続する。

地震後の放送（例）

先ほどの地震についてお知らせします。震源地は三陸沖で、震度５弱の地震でしたが、この地域で被害は出ておりません。

安心して、試験を受けてください。

来校者の皆様へ

岩手県立花巻北高等学校長

本日はお忙しい中、岩手県立花巻北高等学校に来校いただき誠にありがとうございます。

さて、万が一、校地内で地震等の災害が発生した場合、以下のことを確認していただき、冷静に行動していただくようお願い致します。

○ 必ず事前に本校の避難経路図に目を通していただき、階段、出入り口の確認をお願いいたします。

○ 地震が発生した場合は、頭上からの落下物に気をつけるとともに、廊下に設置しているロッカーなど倒れるおそれのあるものから離れ、近くに机等があれば机の下にかくれて、揺れがおさまるまで待機して下さい。

○ 揺れがおさまり次第、必要に応じて校内放送又は拡声器により避難指示を致しますので、教職員の指示に従い避難をお願いいたします。

○ 避難場所はグランド中央になりますが、状況により変わる場合がありますので、指示をよく聞いて冷静に避難して下さい。

○ 地震以外（火事など）の災害の場合は、すぐに校内放送又は拡声器で指示を致しますので、その指示に従って下さい。

以上、よろしくお願いいたします。

２　水害

大型で強い台風１２号が非常にゆっくりとした速度で日本を通過中。大雨洪水警報が発令され、北上川が異常に増水している。

●危機発生時の対応

① 状況把握
- 関係機関に連絡し、交通状況（列車、バス）の確認をする。
- 交通機関が利用できないときは、生徒に保護者と連絡を取らせ下校方法を確保させる。
- 安全に下校ができないときは、校舎内で待機させる。

② 校地内等が冠水した場合
- 校地内、近隣に冠水が認められた場合、または予測された場合は直ちに生徒を３階へ移動させる。
- 人員の確認を行い、生徒を落ち着かせるようにする。
- 警察（110 番）、消防（119 番）等関係機関に救助を求める。

③ 救急（応急）措置
- 防災体制を速やかに整え、救護班の編成と迅速な救護活動を開始する。
- 避難場所への安全で的確な誘導をする。
- 通信手段の確保を図る。

④ 関係機関との連携
警察（110 番）、消防（119 番）、医療機関との連絡体制の確保を図る。

⑤ 情報の収集と一元化（報道機関への対応）
- 人的被害の的確な情報収集と確認を行う。
- 施設・設備被害の的確な情報収集と確認を行う。
- 関係機関や報道関係者等外部への情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。

⑥ 家族及び教育委員会への連絡・報告
- 生徒等の家族に速やかに連絡する。
- 教育委員会の担当部署に速やかに報告する。

●危機終息後の対応

① 原因の究明
- 生徒等の被災の原因として、人的要素がないか確認する。
- 防災体制の問題点の確認を行う。

② 復旧及び支援・援助
- 速やかな教育活動の再開及び修学援助の必要性の確認をする。
- 施設・設備の早期の復旧を図る。

③ 心のケア
- 生徒等に係る心身の健康状態の把握に努める。
- 心のケアに対する体制の整備を図る。

④ 再発防止（危機の予防対策）
- 防災教育を実施し、啓蒙活動を行う。

3　落雷
にわかに厚い雲が空を覆い、突然強い雨が降り始めた。落雷警報が出されており、雷の強い光が走った瞬間、激しい音が鳴り響いた。

●危機発生時の対応

① 状況把握
- 外に生徒が出ているときは、校舎内または部室棟など近くの建物に避難するように放送、拡声器などで指示をする。
- 校舎内の生徒には校舎外に出ないように、放送、拡声器などで指示をする。
- 天気の回復の状況を判断し、次の指示をする。

② 落雷により、生徒・施設に被害を受けたとき
- 生徒が怪我などを負ったときは、第２章（生徒及び施設利用者に係る事項）１・２（授業中）３（部活中）の例を原則として対応する。
- 校舎に破損などが起きた場合は、速やかに状況を確認し、立入を禁じるなどの措置を行う。
- 火災が発生したときは、第２章（生徒及び施設利用者に係る事項）１６の例を原則として対応する。

③ 救急（応急）措置
- 防災体制を速やかに整え、救護班の編成と迅速な救護活動を開始する。
- 避難場所への安全で的確な誘導をする。
- 通信手段の確保を図る。

④ 関係機関との連携
警察（110 番）、消防（119 番）、医療機関との連絡体制の確保を図る。

⑤ 情報の収集と一元化（報道機関への対応）
- 人的被害の的確な情報収集と確認を行う。
- 施設・設備被害の的確な情報収集と確認を行う。
- 関係機関や報道関係者等外部への情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。

⑥ 家族及び教育委員会への連絡・報告
- 生徒等の家族に速やかに連絡する。
- 教育委員会の担当部署に速やかに報告する。

●危機終息後の対応

① 原因の究明
- 生徒等の被災の原因として、人的要素がないか確認する。
- 防災体制の問題点の確認を行う。

② 復旧及び支援・援助
- 速やかな教育活動の再開及び修学援助の必要性の確認をする。
- 施設・設備の早期の復旧を図る。

③ 心のケア
- 生徒等に係る心身の健康状態の把握に努める。
- 心のケアに対する体制の整備を図る。

④ 再発防止（危機の予防対策）
- 防災教育を実施し、啓蒙活動を行う。

●危機の予防対策
- 遠くであっても稲光が確認できた場合は、校舎内に避難するように指示をする。

4　ツキノワグマ（以下「クマ」という。）（学校周辺でクマが出没） ※大型哺乳類及びニホンザル等の対応に準用する。
体育の授業中、１年生の男子生徒が校庭近くの田んぼにクマがいることを発見した。クマは学校に向かってゆっくり歩いてきた。

●危機発生時の対応

① 状況把握
- 担当教員は、他の教員の応援を求めながら、校舎内に生徒を誘導し、校長に報告する。
- 校舎内の生徒には校舎外に出ないように、放送、拡声器などで指示をする。
- 生徒や教職員の身を守るため、ほうき・モップ・さすまたなどを活用し、防御体制を整える。
- 万一の場合に備えて、養護教諭を中心に応急手当の体制を整える。
- 危機回避後は、生徒の精神的な動揺を鎮めるよう努める。

② 関係機関との連携
- 校長は、警察、消防署、県教育委員会、市町村担当課にクマの発見の状況等を直ちに通報する。

③ 情報の収集と一元化（報道機関への対応）
- 人的被害の的確な情報収集と確認を行う。
- 施設・設備被害の的確な情報収集と確認を行う。
- 関係機関や報道関係者等外部への情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。

④ 保護者への連絡・報告
- 登下校の際の付き添いなどの協力を得るよう努める。生徒が被害に遭った場合には、直ちに情報を伝える。

●危機終息後の対応

① 原因の究明
- 教職員等から状況を確認し、事故調査の記録を作成する。事故発生の原因や問題点を明らかにし、それらの反省と改善について、全教職員の共通理解を得る。
- 防災体制の問題点の確認を行う。

② 復旧及び支援・援助
- 速やかな教育活動の再開及び修学援助の必要性の確認をする。
- 施設・設備の早期の復旧を図る。

③ 心のケア
- 生徒等に係る心身の健康状態の把握に努める。
- 心のケアに対する体制の整備を図る。

④ 報告
- 事後の措置を県教育委員会に報告する。

●危機の予防対策

① 周辺に熊が出没する地域では、生徒に笛や鈴等を身につけさせるなどの措置を講ずる。

② クマを引き寄せないため、残飯・廃棄果実などを適切に処分する取り組みが必要であり、地域諸団体と協力して、地域全体で予防措置を講じる。

③ 万一の事故発生に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、掲示により対応が確実できるようにする。

5　弾道ミサイル発射
授業中に弾道発射ミサイル発射情報・避難を呼びかけるＪアラートが報知された。

●危機発生時の対応

①　状況把握

・　屋外にいる担当教員は、近くの建物の中に避難し、床に伏せて頭部を守ることを生徒に指示する。近くに避難できる建物がない場合は物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守ることを生徒に指示する。

・　屋内にいる担当教員は、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動し、床に伏せて頭部を守ることを生徒に指示する。

②　日本に落下する可能性がある場合

・　Ｊアラートで「直ちに避難の呼び掛け」があった場合は、①と同様の行動を継続する。

・　引き続きＪアラートで「落下場所についての情報」があった場合は、追加情報があるまで屋内避難を継続する。

・　引き続きＪアラートで「追加情報(屋内避難を解除するような情報、又は引き続き屋内避難をするあるいは別の地域へ避難するといった情報)」があった場合は、その指示に従う。

③　日本の上空を通過した場合

・　Ｊアラートで「ミサイル通過情報」があった場合は、屋内避難を解除する。

④　日本の領海外の海域に落下した場合

・　Ｊアラートで「落下場所等の情報」があった場合は、屋内避難を解除する。

●危機収束後の対応

①　状況把握

・　Ｊアラートでの避難指示が解除された後、不審なものを発見した場合には、決して近寄らず、職員は校長に報告し、校長は直ちに警察、消防や海上保安庁に連絡する。

②　心のケア

・　生徒等に係る心身の健康状態の把握に努める。

・　心のケアに対する体制の整備を図る。